

奈良市市民参画及び協働による
まちづくり推進計画（案）

（ 答 申 ）

平成22年12月16日

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会

答申にあたって

「市民参画」や「協働」という言葉は、ずいぶん前から使われていますが、市民の皆様にとってはあまり聞き慣れない言葉かも知れません。しかし、その意味は簡単に言いますと、「行政も市民も、みんなで一緒に同じ方向を向いて課題を解決しましょう」ということです。つまり自分たちの地域のことは自分たちで考え、一緒に行動しようという意味です。

しかし、近年は、家族構造や生活様式の変化、都市化などに伴って地域のつながりが希薄化し、その当たり前のことがうまく働かなくなっているということも、一方では事実です。ところが他方では、ますます進行する少子高齢化や低迷する経済状況の中、公的に解決すべき社会的ニーズは大きくなるばかりで、そのニーズに応えるには、もはや行政だけでは担いきれない状況になっています。そこで改めて、行政責任を明確にしながら「市民参画」や「協働」によってまちづくりをすすめることが求められているのです。

このような中、奈良市では、平成21年7月1日に「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」を施行され、市民の皆様の市政への参画や、協働の基盤整備に取り組んでこられました。

この条例の制定は、奈良市と市民が協働してまちづくりを進めていくための大きな一歩ですが、条例ができただけでは十分とは言えません。条例で定められたことの1つ1つを実現していくことが、これからの奈良市にとって大きな課題であり、目標となります。

そのためには、まず、奈良市と、奈良市に暮らす人々を取り巻く現状をきちんと把握し、そこにはどのような課題が存在し、それを解決するためにはどのような施策を講じる必要があるのかを分析し、必要な施策を確実に実行していくことが重要となります。

そこで、奈良市長から、条例に規定されている市民参画及び協働によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」の検討について諮問を受けましたので、我々審議会委員一同、奈良市の現状と将来を考え、様々な観点から率直に議論を重ねてまいりました。その成果として、本日、市長に答申いたします。

奈良市におかれましては、この答申を踏まえ、実効性のある「市民参画と協働によるまちづくり」を推進されることを期待します。

平成22年12月16日

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会
会長 澤 井 勝

目 次

はじめに	1
1. 市民参画・協働とは	1
2. 推進計画とは	3
3. 推進計画の期間	3
4. 現状と課題	3
5. 実施計画の策定	11
6. 市民参画及び協働を進めるための基盤整備	11
7. 協働の原則に基づいた計画の実施	11
8. 推進計画の見直し	13
実施計画	14

【参 考】

- ・ 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画策定までの経過
- ・ 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会委員名簿
- ・ 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例

はじめに

少子高齢化の進行と、社会経済状況の急激な変化により、市民の皆さまのニーズは多様化しており、それらのニーズに行政の力だけで対応することは困難な時代になってきています。もはや公共サービスの提供は行政だけが行うものではなく、市民の皆さまやボランティア・NPO※¹等の方々と行政とが協働して取り組むことが必要となっています。国の動きとしても、「新しい公共」円卓会議※²が内閣府に設置されて議論を行うなど、市民参画や協働の取組は広がりを見せています。

このような状況の中、本市では、平成21年7月に「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」を施行し、まちづくりの基本理念と基本原則を定めるとともに、協働を行う主体を、市民、市民公益活動団体※³、事業者、学校及び市とし、まちづくりを行う上でのそれぞれの役割や責務について規定しました。

この条例の施行を受け、様々な主体が互いに努力し、連携協力して、市民参画と協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に、そして具体的に推進し、住みよいまちを実現するために、この「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」を策定しました。

1. 市民参画・協働とは

① 市民参画・協働の定義

市民参画とは、市の施策の企画立案の過程から実施及び評価に至る各段階において、市民の皆さまが主体的に参加し、意思形成にかかわることをいいます。協働とは、市民の皆さまや市民公益活動団体、事業者、学校等さまざまな主体と市が、対等な立場で、お互いの特性を尊重し認め合い、企画立案の過程から実施・評価にいたるまで、協議しながら共通の目的である公共的な課題の解決のため共に取り組むことをいいます。

② 市民参画・協働の意義

「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」の前文にあるように、地域をめぐる環境の変化や市民ニーズの多様化により生まれた様々な課題を解決するためには、市とさまざまな主体が共に力を出し合い、まちづくりを行うことが必要です。

そのための方法の1つとして、市民の皆さまの市政への参画があります。主権者としての市民の皆さまが自ら市の施策に参画することを通じて、新しい市民自治社会を作っていくことをめざします。

また、市がさまざまな主体との協働により公共サービスを提供することで、市民の皆さまの多様なニーズに対して柔軟かつ迅速で適切な対応が可能となるとともに、今までの公共サービスの見直しや、新しい公共サービスの提供に結びつきます。

※1 NPO…Non Profit Organizationという英語の略語で非営利組織という意味。営利を目的とする株式会社などの企業とは異なり、営利を目的としないで公益活動を行う民間の組織のことを言う。その活動は社会的な課題の解決に向けて、組織的・継続的に取り組むことが多く、市民公益活動とも言われる。なお、特定非営利活動促進法により認証を受けた特定非営利活動法人（NPO法人）だけでなく、法人格をもたない任意団体も要件を満たしていればNPOに含まれる。

※2 「新しい公共」円卓会議…平成21年10月26日に召集された第百七十三回国会における鳩山内閣総理大臣の所信表明演説に基づき、「新しい公共」という考え方やその展望を市民、企業、行政などに広く浸透させるとともに、これからの日本社会の目指すべき方向性やそれを実現させる制度・政策の在り方などについて議論を行うことを目的として、平成22年1月25日に設置され、同年6月4日に「新しい公共」宣言が発表された。

※3 市民公益活動団体…地域自治組織、NPO法人、ボランティア団体その他の団体で、市民公益活動を継続的に行う団体。

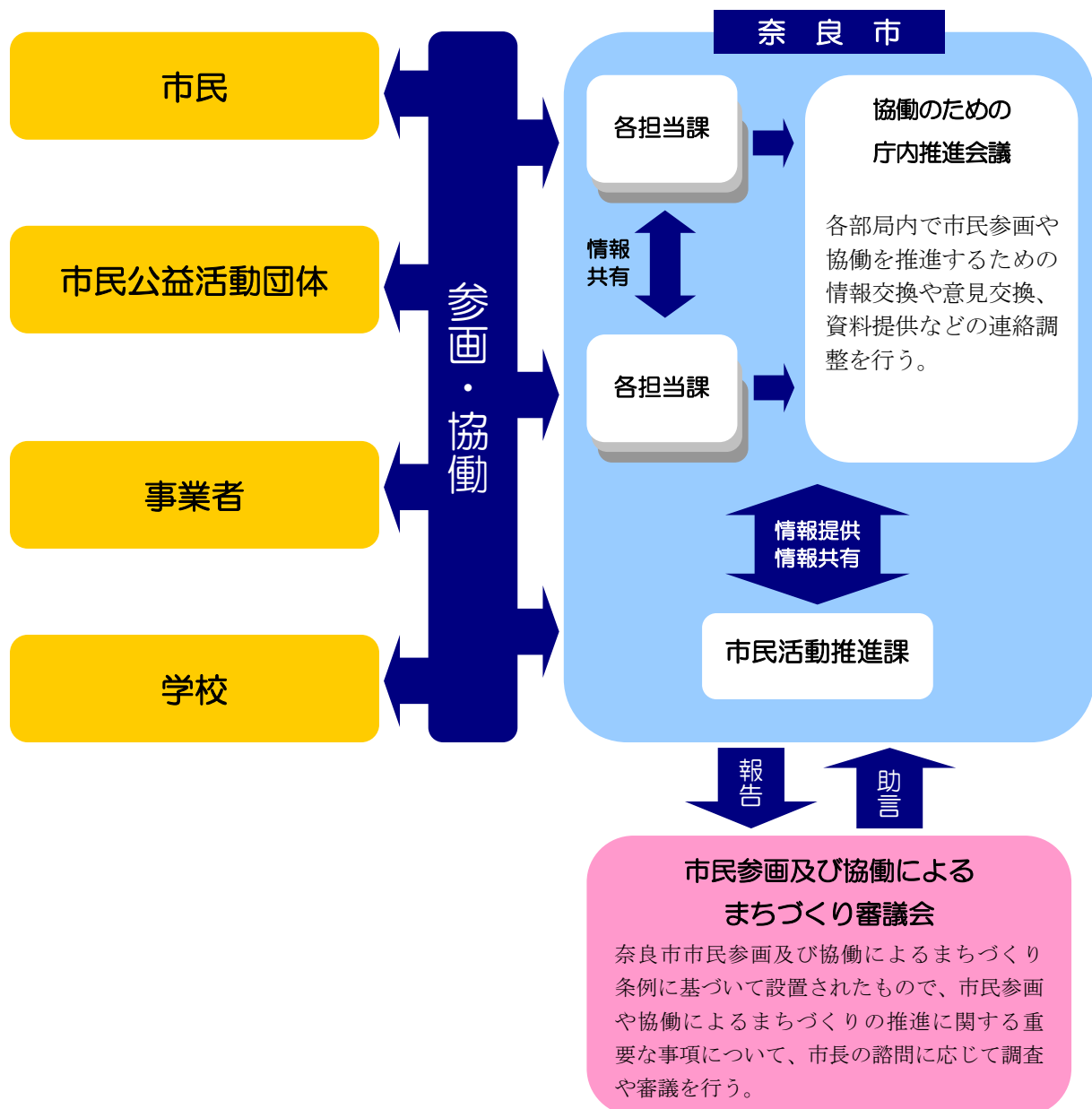
③ 市民参画・協働の手法

市民の皆さまが市の施策の意思形成にかかわる市民参画の手法としては、パブリックコメント手続^{※4}の利用や、公募委員としての審議会等への参画、公聴会や住民参加型ワークショップへの参加などがあります。

また、協働の手法に関しては、委託や指定管理、事業協力や後援などさまざまな手法が挙げられます。いずれにしても、市と市民公益活動団体などが事業を行う上での課題を共有し、それぞれの特性を生かすことが出来るように協働を進めていく必要があります。

④ 市民参画・協働の推進体制

市民参画・協働を推進する全庁的な体制を整備するとともに、「市民参画及び協働によるまちづくり審議会」によるチェック機能を働かせる必要があります。



※4 パブリックコメント手続…市の基本的な政策等を策定する過程において、その内容その他必要な事項を広く公表し、これらについて市民等から直接に意見及び提言を求め、それに対する本市の考え方を明らかにするとともに、意思決定に反映させる機会を確保するための一連の手続をいいます。

2. 推進計画とは

本計画は、「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」に基づき、具体的に市民参画や協働を進めていくための計画です。この計画は、本市を取り巻く現状と課題や、市民参画や協働を進めるための方策等について述べた部分と、実際に市民参画や協働を進めていく各事業の実施計画によって構成されています。

わたしたちのまち奈良は、平城京の昔から綿々と受け継がれてきた歴史と風土を大切に、豊かな文化と美しい自然や環境を守りながら、今日の暮らしの礎を築き、発展してきました。

しかし、近年、地域をめぐる環境が大きく変わり、市民のニーズが多様化し、様々な新しい課題が生まれてきています。これらの課題を解決するためには、行政だけではなく市民一人ひとりが持っている力を発揮することが必要です。

これからの奈良のまちづくりは、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が力を出し合い、それぞれが市政に参画し、協働しながら行うことが大切です。

これまでにわたしたちが守ってきた世界に誇る奈良の文化を未来に引き継ぎ、生かしていくために、そして、奈良のまちを世界に開かれた、多様性に富み、持続的発展が可能な住みよいまちにするために、この条例を制定します。

さあ、みんなで一緒にまちづくりを進めましょう。

「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」前文抜粋

3. 推進計画の期間

市民参画や協働の取組は継続して行っていくべきものですが、社会経済状況や市民の皆さまを取りまく環境は常に変化しており、それらに柔軟に対応していくことが必要であるため、本計画の推進期間は平成22年度から平成26年度までの5年間とし、その後も継続して取り組んでいきます。

4. 現状と課題

市民参画や協働の取組は以前から行われている一方で、協働に携わる市民や市民公益活動団体、市職員などからは「市民参画や協働はなかなか進まない」という声もあがっています。そこで、市民参画や協働を推進する上で、「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」に規定するまちづくりの主体それぞれが抱えている現状と課題について分析します。

① 市民

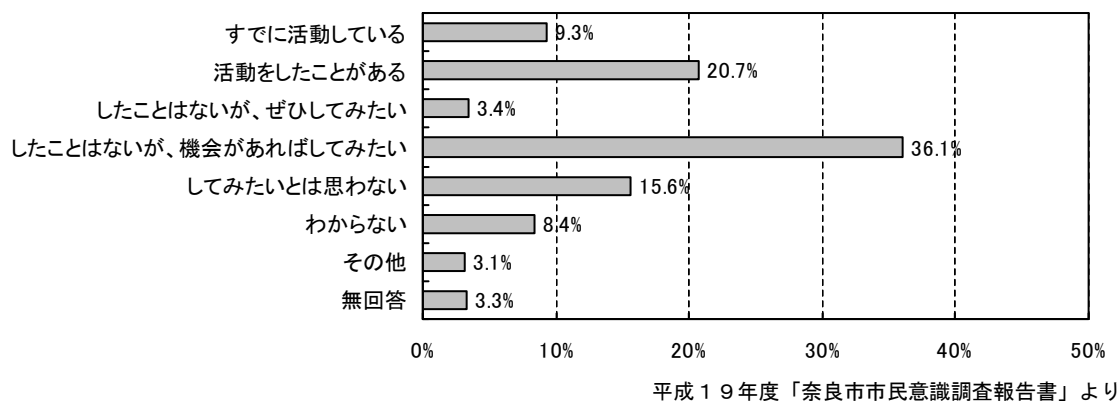
「平成19年度 奈良市市民意識調査報告書」（対象者3,000人、回収率62.1%）によると、市民のボランティア活動への参加については、「すでに活動している」と「活動をしたことがある」を合わせた経験者は約3割になっています。また、「したことはないが、機会があればしてみたい」と「したことはないが、ぜひしてみたい」と回答した参加意欲のある人は合わせて約4割となっています。参加経験者と参加意欲のある人を合わせた数は、20歳代～60歳代の年代で7割以上となっており、ボランティア活動に関する市民の意識の潜在的

な高さがうかがえます。

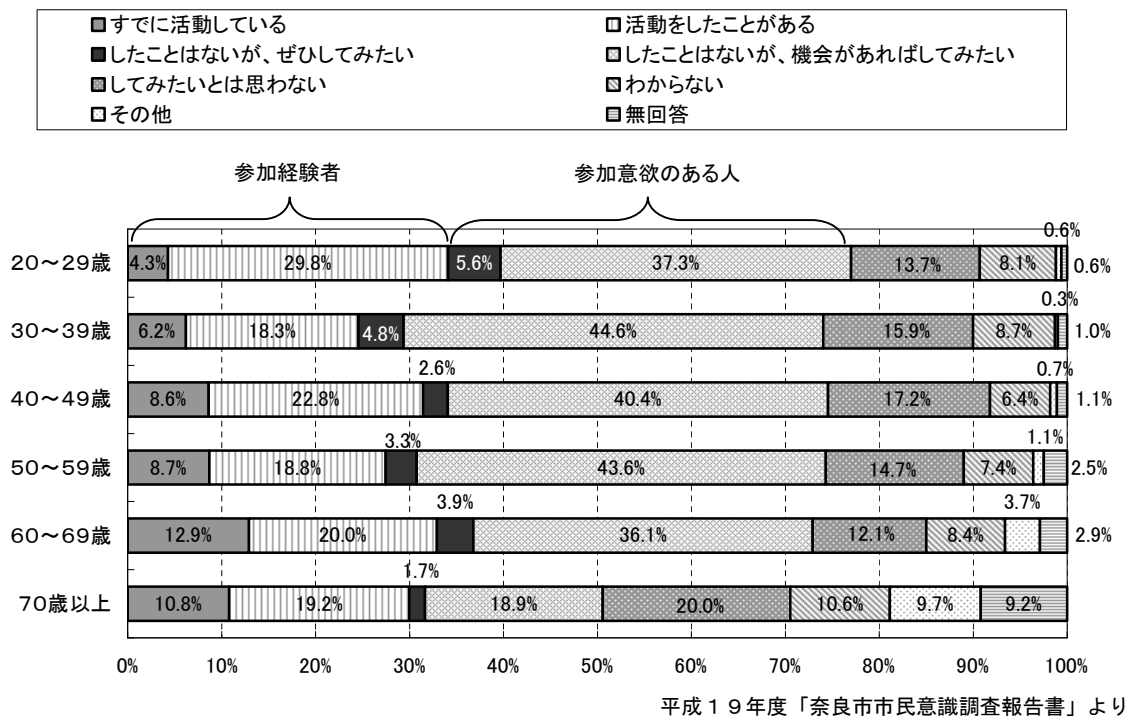
また、ボランティア活動推進のために充実すべき施策について尋ねたところ、「情報をもつと提供する」と「活動希望者に情報提供・相談を行う組織や施設を整備する」と回答した人が多く、ボランティアについての情報提供が求められていることがわかりました。

こうしたことから、本市としては、ボランティア活動をはじめとする市民公益活動について情報を一元的に収集し、発信していく仕組みを作ることが必要であると考えます。

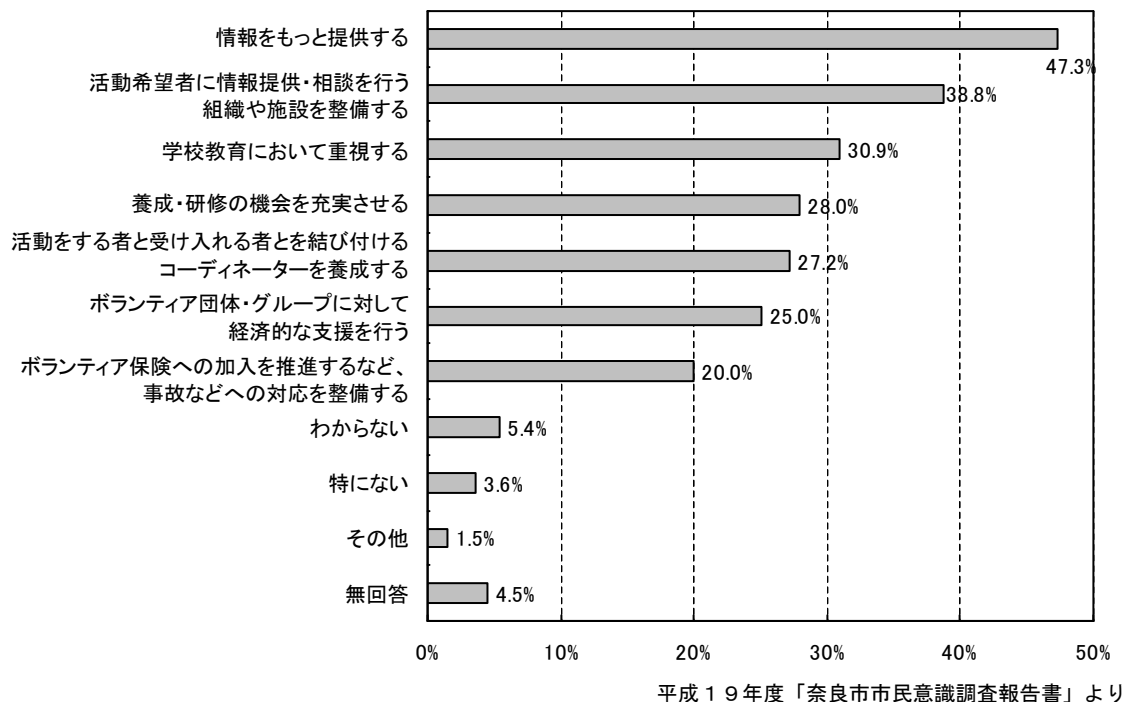
図表 1 市民のボランティア活動への取り組み状況



図表 2 市民のボランティア活動への取り組み状況（年代別）



図表3 市民がボランティア活動推進のために必要と思う施策



② 市民公益活動団体

● 自治会

奈良市内の自治会については、平成22年7月16日に開催された、自治会関係者を対象とした奈良市自治連合会主催の講演会の出席者270人に対して「協働に関するアンケート」を実施し、204人から回答がありました。このアンケートでは、自治会とボランティア・NPOとの協働に焦点をあて、協働の重要性や協働する上での課題などを尋ねました。

ボランティア・NPOとの協働の実績では、約3割の方が「取り組んだことがある」と回答されました。協働の重要性については、協働に取り組んだことのある方のうち約6割の方がボランティア・NPOとの協働を「重要だと思う」と回答しているのに対し、協働に取り組んだことのない方で、「重要だと思う」と答えた方は4割弱でした。このことから、協働に取り組んだことがある方は、協働の効果を実感することで、協働の重要性をより明確に認識しておられると考えられます。

協働の取組分野については、「地域安全に関する活動」が最も多く、次いで「防災・災害救援に関する活動」、「環境保護に関する活動」となっており、自治会活動において安全・安心なまちづくりが重視されているとともに、それらの分野でボランティアやNPOとの協働が進んでいると考えられます。

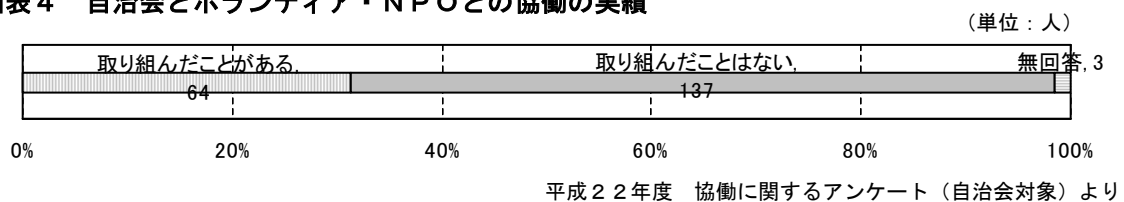
また、協働する上での課題では、「体制づくりや役割分担を明確にするのが難しい」「団体の組織や活動内容がよくわからない」「交流する機会がない」の3つが突出しており、本市としては、自治会関係者に対する講演会や研修会を継続的に実施して自治会とボランティア・NPOの協働の事例を紹介するなど、自治会とボランティア・NPOの方がお互いをよく知り合うための方策をとることが求められます。

● ボランティア・NPO

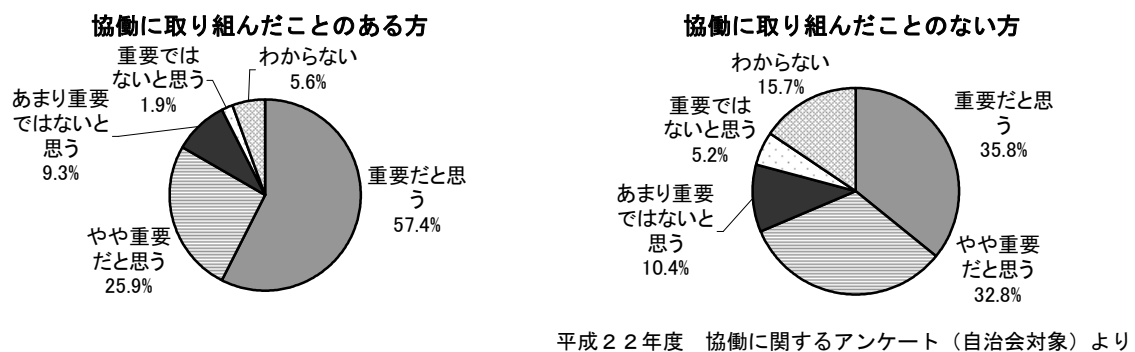
平成20年度から平成21年度にかけて、活動の現状調査への協力を依頼した奈良市内のボランティア団体183団体、NPO法人104団体のうち、協力が得られたボランティア団体89団体、NPO法人46団体に対して、活動実態について聞き取り調査を行いました。調査の結果、ボランティア団体89団体のうち60団体、NPO法人46団体のうち37団体、合計97団体が市と何らかの形で協働したいという意志を持っておられることがわかりました。

本市としては、継続してボランティアやNPO活動の情報収集に努めるとともに、積極的にそれらの団体と協働して事業を展開していくことが必要であると考えます。また、資金不足や人材不足などの問題を抱えている団体が多いため、市民公益活動を支援する制度の確立や人材育成のための方策を検討していく必要があります。

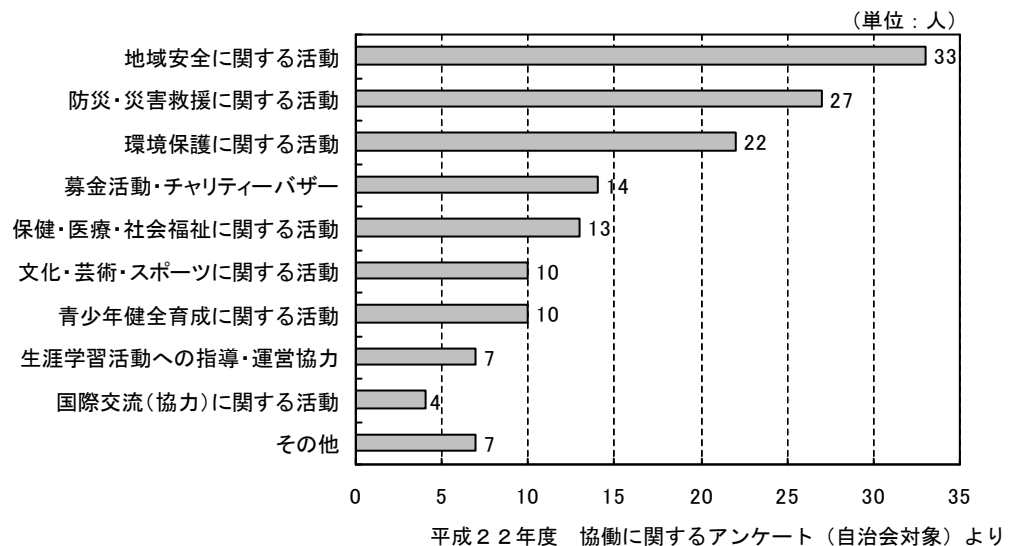
図表4 自治会とボランティア・NPOとの協働の実績



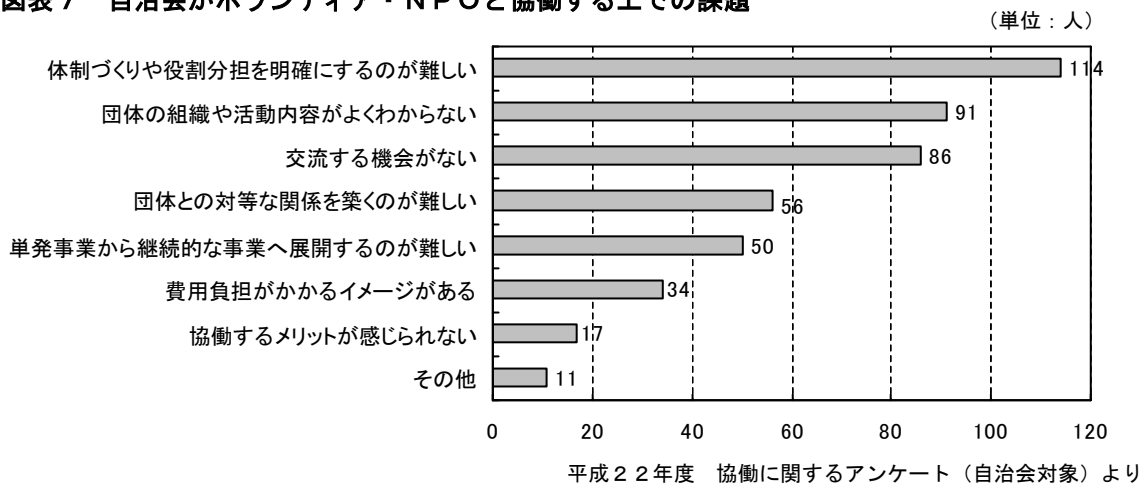
図表5 自治会とボランティア・NPOとの協働の重要性



図表6 自治会とボランティア・NPOとの協働の分野



図表 7 自治会がボランティア・NPOと協働する上での課題



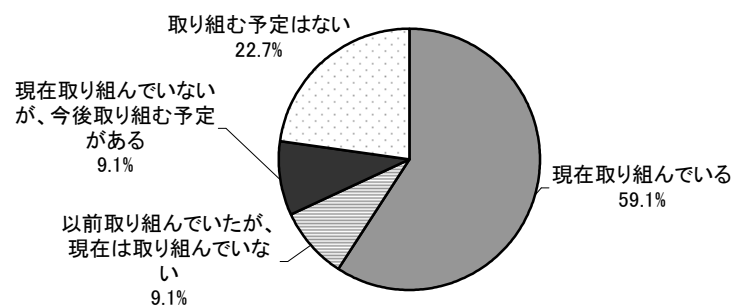
③ 事業者

平成21年に奈良県が実施した「協働推進指針作成基礎調査」によると、調査に回答した奈良市内の22企業のうち、社会貢献活動に取り組んでいる企業は約6割となっています。また、NPO・自治会・行政等との協働の実績がある企業は約3割となっています。このことから、市内の企業の社会貢献活動への機運が高いにもかかわらず、協働の取組がそれほど進んでいないことがうかがえます。

また、NPO・自治会・行政等と協働する上での問題点、課題としては「どんな組織かがよくわからない」、「費用負担がかかるイメージがある」、「交流する機会がない」、「団体の活動内容がよく分からない」と回答した企業が多く、協働をする上でのパートナーのイメージが明確でないとともに、費用負担に懸念を示していることがうかがえます。

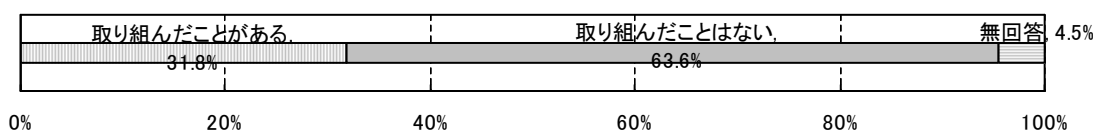
本市としては、NPO等の活動や市の取組などの情報を広く発信することで透明性を持たせ、市民公益活動への事業者の参画を容易にすることが必要であると考えます。

図表 8 企業の社会貢献活動への取組実績



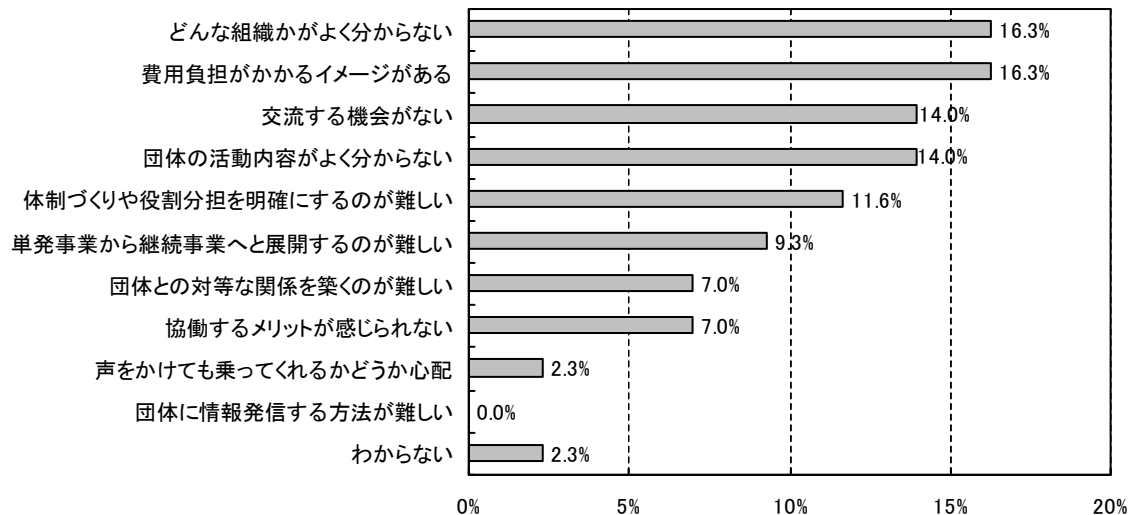
平成21年度「協働推進指針作成基礎調査」（奈良県）より奈良市のデータを抽出し作成

図表 9 企業とNPO・自治会・行政等との協働実績



平成21年度「協働推進指針作成基礎調査」（奈良県）より奈良市のデータを抽出し作成

図表 10 企業がNPO等と協働する上での問題点、課題



平成21年度「協働推進指針作成基礎調査」（奈良県）より奈良市のデータを抽出し作成

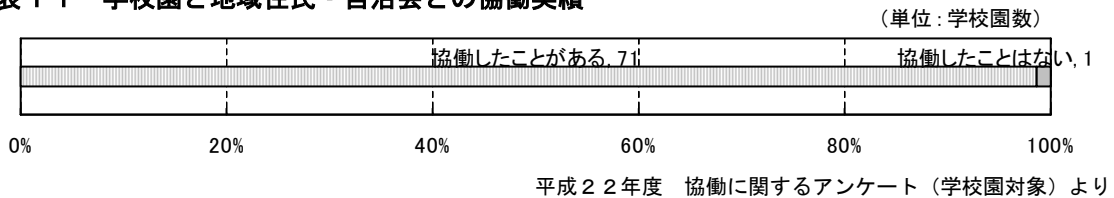
④ 学校

奈良市内の市立の幼稚園、小・中・高等学校については、平成22年6月に「協働に関するアンケート」を実施し、地域住民・自治会やボランティア・NPO等との協働の現状と課題について調査を行いました。その結果、アンケートに回答いただいた72学校園のうち、ほとんどすべての学校園において地域住民・自治会との協働実績があり、ボランティア・NPO等と協働したことがあるのは約6割でした。

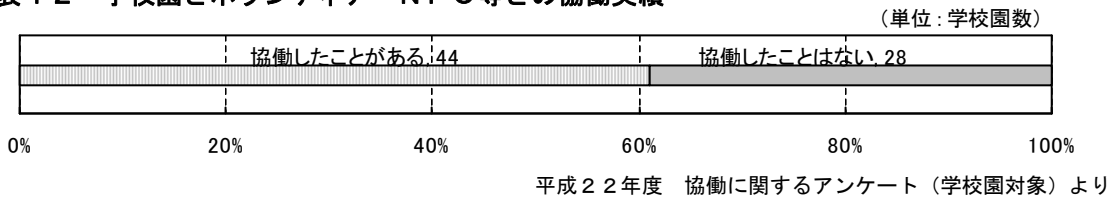
協働の内容は、地域住民・自治会との協働実績のある学校園では、「登下校の見守りなど幼児・児童・生徒の安全に関わる活動」が一番多く、次いで「総合的な学習の時間など学校の授業」が多く実施されていることがわかりました。一方、ボランティア・NPO等との協働実績のある学校園では、「総合的な学習の時間など学校の授業」が一番多く、次いで「登下校の見守りなど幼児・児童・生徒の安全に関わる活動」が多く実施されているとの結果が出ました。このことから、地域住民・自治会とは地域に密着した活動で、ボランティア・NPO等とはその専門性を活かした活動で、協働の取組が進んでいると考えられますが、それぞれの主体と協働する上での課題については、ボランティア・NPO等に対して「団体の組織や活動内容がよくわからない」と感じている学校園が、地域住民・自治会に対してよりもかなり多いことがわかりました。

また、本市では、市内を中心とする各大学と連携協定を結び、市立の幼稚園や小・中学校の教育活動を大学生が支援するなど、教育現場における大学との協働を進めています。それ以外にも、市内の学校園及び大学との連携を深めるとともに、市民公益活動や協働に関する情報を共有し、市と学校園が一体となった取組を行うことが必要です。教職員に対しては協働の研修を実施し、協働の実践事例を学ぶことにより、協働の取組に対して理解を深めることが求められます。

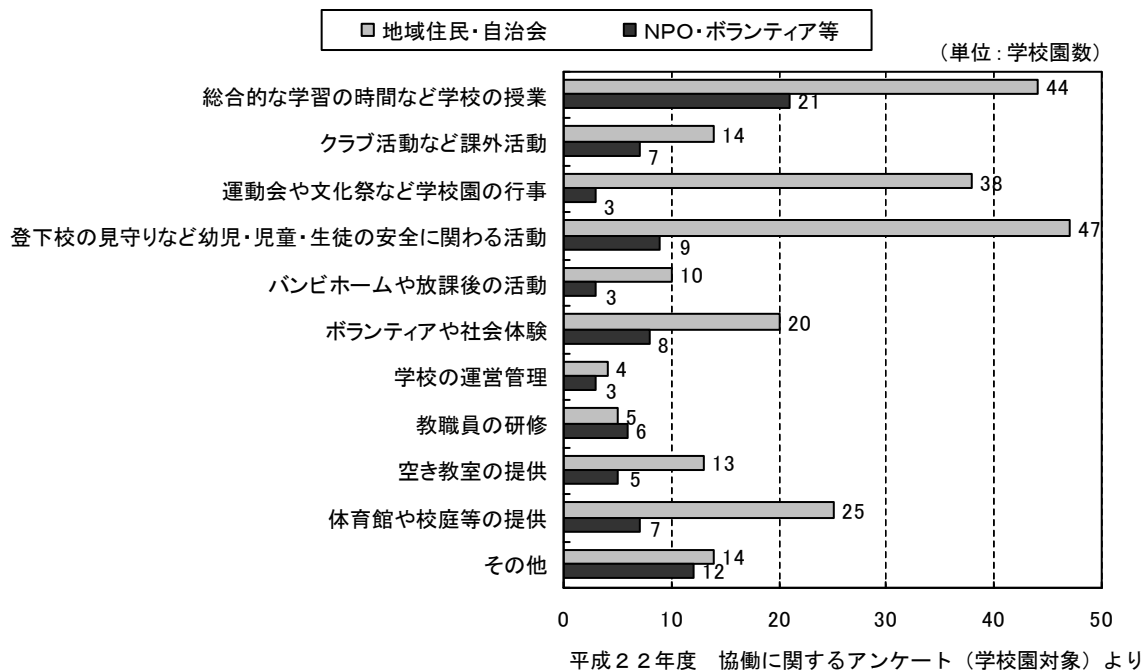
図表 1 1 学校園と地域住民・自治会との協働実績



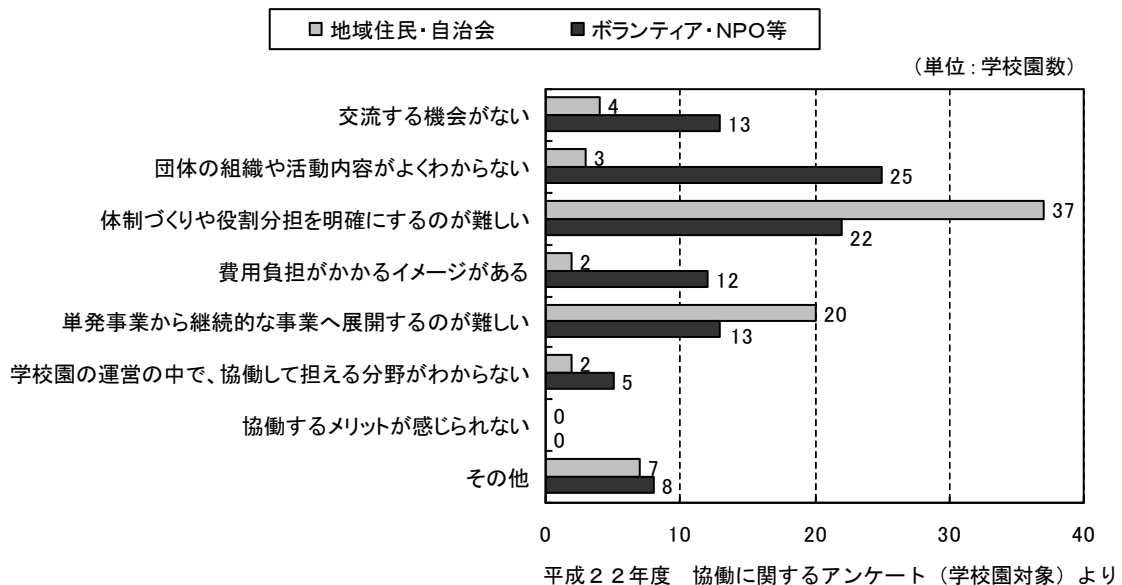
図表 1 2 学校園とボランティア・NPO等との協働実績



図表 1 3 学校園と地域住民・自治会やボランティア・NPO等との協働の取組内容



図表 1 4 学校園が地域住民・自治会やボランティア・NPO等と協働する上での課題

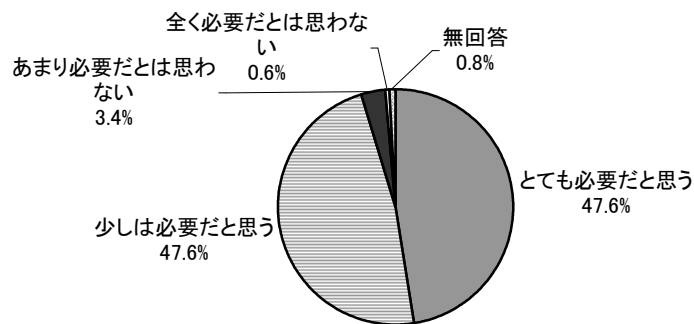


⑤ 市

本市では、職員の協働への意識の向上を図るために、「協働のための職員研修」を平成20年度から実施しています。平成21年度は、係長以上の職員に対し研修を実施しました。研修後に実施したアンケートによると、協働の必要性は「とても必要だと思う」と「少しは必要だと思う」を合わせて9割以上の職員に認識されているのに対し、実際の業務に協働を活用したいと答えた職員は「ぜひ活用したい」と「機会があれば活用したい」を合わせて約4割で、実践面ではまだ十分に協働が浸透していないことがわかりました。

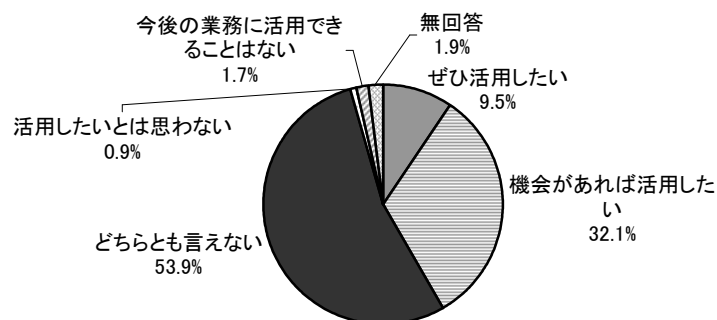
そのため、職員に対する協働に関する研修を引き続き行い、職員の意識向上を図るとともに、協働に取り組むための手引きを作成し、協働を実際の業務に活用するための基盤整備を行うことが必要となります。市の業務の中で、市民等と協働できるものは協働で取り組むことにより、きめ細かな行政サービスが提供できると考えるため、職員は、常に協働の可能性を考えながら、それぞれの業務を行うことが必要です。

図表15 職員の協働の必要性に対する認識



平成21年度「協働のための職員研修」受講者アンケート結果より

図表16 職員の協働の業務への活用に対する意識



平成21年度「協働のための職員研修」受講者アンケート結果より

5. 実施計画の策定

それぞれの主体を取り巻く現状を踏まえ、課題を解決していくために、実施計画（14ページ以降参照）を定め、各部署において市民参画及び協働の推進に取り組みます。

実施計画には、本市においてすでに実施している、または、これから実施しようとしている市民参画や協働によるまちづくりに関する事業を体系別にまとめています。

6. 市民参画及び協働を進めるための基盤整備

市民参画及び協働を全市的に進めていくためには、各部署において実施計画の進捗を図るとともに、次のような基盤整備を行う必要があります。

● 奈良市ボランティアセンターの機能の充実

ボランティア活動をはじめ市民公益活動の拠点施設として、活動場所の提供、ボランティアなどに関する情報の提供、各種相談やコーディネートなどの機能をさらに充実させるとともに、「ボランティア養成講座」の開催など人材育成の充実を図り、活動の担い手を増やすことをめざします。

● 市民公益活動への財政的支援

市民公益活動の支援制度の確立や、「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり基金」の効果的な活用を進めます。

● 生きがい情報総合ネットワークの構築

市民の生きがいづくりを支援し、社会参加、社会活動が活発に行えるような環境を整えるために「文化」、「体育・スポーツ」、「ボランティア」、「生涯学習」活動などに関する情報を一元化し、インターネットを通してその情報を市民の方々に提供するネットワークシステムを構築します。

● 協働のための職員研修の実施

全職員を対象に「協働のための職員研修」を実施し、職員の意識向上を図るとともに、職員と市民が協働に対する共通認識を持つため、同じテーブルで協働について学び、議論する場を設けます。

● 協働の手引きの作成

協働を実践するための手法や事例などを示した手引き書を市民との協働で作成し、市民や職員に広く公表することで、市民や職員が共に協働に対する理解を深め、協働の実践へとつながります。

7. 協働の原則に基づいた計画の実施

本計画に定められている実施計画を円滑に遂行していくためには、本市が平成18年に策定した「奈良市ボランティア・NPOとの協働のあり方に関する指針」において定めた協働の原則に基づいて、それぞれの部署が協働の相手方とともに取組を進めていくことが必要となります。

協働の原則

(1) 対等であること

行政とボランティア・NPOは、お互いに上下の関係ではなくパートナーとして対等の関係を保つことが大切です。

(2) 相互に理解すること

行政とボランティア・NPOは、お互いの立場や特性を理解し尊重したうえで、それぞれの役割を明確にして協働の取り組みを行っていく必要があります。

(3) 自主性を尊重すること

行政は、ボランティア・NPOのもつ柔軟性、先駆性、専門性などの長所を活かした取り組みができるよう、自主性を尊重しなければなりません。

(4) 自立化を進めること

行政とボランティア・NPOは、依存や癒着の関係に陥ることのないよう、ボランティア・NPOが自立にむかうように協働を進めることが重要です。

(5) 目的を共有すること

行政とボランティア・NPOは、協働の目的をお互いに共通理解し、確認しておくことにより、円滑な取り組みを行っていくことができます。

(6) 補完しあうこと

行政とボランティア・NPOは、両者の特性を踏まえつつ、お互いに補い合いながら役割を分担することが大切です。

(7) 公開すること

協働事業についてプロセスや結果等の情報を公開し、市民に対する説明責任を果たすことにより、協働に対する市民の理解を得ることができます。

(8) 共に変わること

協働をとおしてお互いに「共に学び」「共に育ち」「共に変わる」という姿勢や意識が必要です。

(9) 期限を決めること

協働事業の達成目標や事業期間など協働関係を解消する条件を決めておくことにより、馴れ合いを防ぎ、適度の緊張感を保ちつつけることが大切です。

「奈良市ボランティア・NPOとの協働のあり方に関する指針」より抜粋

8. 推進計画の見直し

① 実施計画の見直し

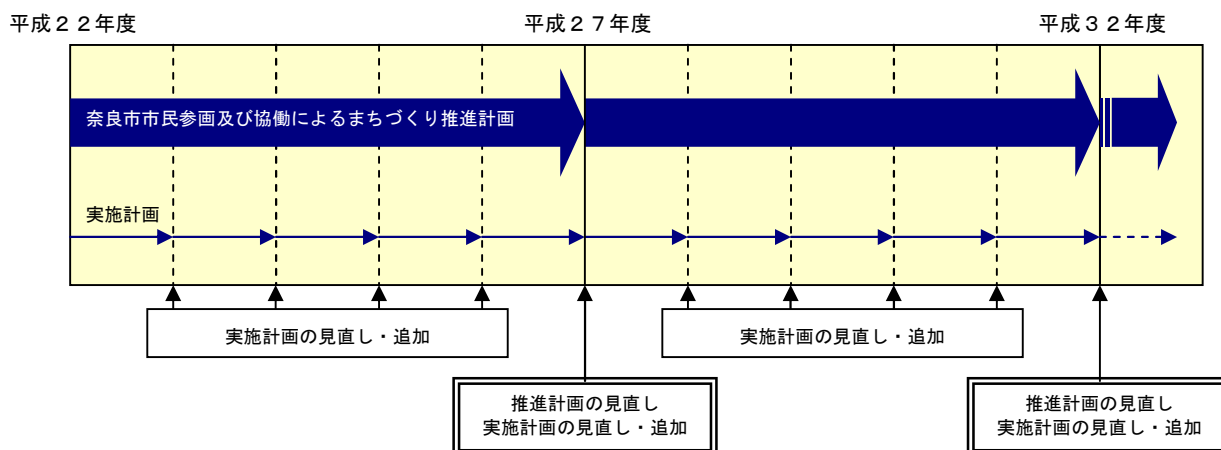
各施策の実施計画は、毎年度、その実施状況についてPDCAサイクル※⁵に基づいた見直しを行い、市民の皆さまに公表します。

② 新しい実施計画の追加

市民参画及び協働によるまちづくりに関する事業の計画が新たにできた際には、毎年度の見直しの際に実施計画に追加していきます。また、実施計画に挙がっている事業以外にも、市民参画や協働を推進していく事業について、市民の皆さまの意見や提案を受けながら、市全体で積極的に取り組んでいきます。

③ 推進計画全体の見直し

推進計画全体についても5年を超えない期間ごとに審議会の意見を聴きながら見直しを行い、この推進計画の期間が終了した後も、新たな推進計画により、市民参画と協働によるまちづくりを推進していきます。



※5 PDCAサイクル…計画（Plan）を実行（Do）した後に、評価（Check）を行って改善（Act）に結びつけることで、その結果をさらに次の計画（Plan）に活かすプロセスのこと。

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画

実 施 計 画

平成22年12月

この実施計画は、本市においてすでに実施している、または、これから実施しようとしている市民参画や協働によるまちづくりに関する事業を、奈良市総合計画の体系別にまとめたものです。毎年度、これらの事業の実施状況について見直しを行い、市民の皆さまに公表します。

実施計画には、平成22年12月1日現在、68事業の計画が挙がっていますが、毎年度見直しを行う中で、新たな計画を追加していきます。市民参画や協働を推進していく事業について、市民の皆さまの意見や提案も受けながら、市全体で積極的に取り組んでいきます。

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画一覧（平成22年12月1日現在）

No.	事業名	課名	協働の相手	協働の形態	総合計画上の位置付け
1	事業仕分け	行政経営課	構想日本及び市民	事業協力	効率的な行財政運営の推進
2	入札について	契約課	市民	情報提供	効率的な行財政運営の推進
3	租税教室の開催（講師の派遣）	市民税課	奈良県租税教育推進連絡協議会	情報提供	効率的な行財政運営の推進
4	奈良心のふるさと応援寄附促進事業	納税課	市民	事業協力	効率的な行財政運営の推進
5	地域人権教育支援事業	人権啓発課	奈良市人権教育推進協議会	事業協力	人権の確立
6	開かれた市政	秘書課	市民	情報提供	市民参加
7	まちかどトーク	広報広聴課	市民	情報提供	市民参加
8	「奈良しみんだより」の英訳	広報広聴課	奈良S. G. Gクラブ	事業協力	市民参加
9	パブリックコメント	広報広聴課	市民	市民公募	市民参加
10	タウンミーティング	市民活動推進課	奈良市自治連合会	共催	市民参加
11	まちづくり振興事業「月ヶ瀬地域振興協議会」	月ヶ瀬行政センター総務課	各種団体・自治会等	実行委員会・協議会	市民参加
12	都祁まちづくり協議会事業	都祁行政センター総務課	地域住民	補助・助成	市民参加
13	奈良市市民公益活動推進会議	市民活動推進課	市民	市民公募	市民参加
14	協働のための研修	市民活動推進課	市民等	情報交換	市民参加
15	市民政策アドバイザー制度	市民活動推進課	市民	市民公募	市民参加
16	奈良のむかし話を伝承する事業	学校教育課	奈良のむかし話を伝承する会	事業協力	市民参加
17	もてなしのまちづくりの推進	企画政策課	市民・事業者・来訪者	事業協力	交流
18	自治連合会等活動推進	市民活動推進課・各出張所・各行政センター	地区自治連合会等	情報交換	交流
19	地域要望を聞く会	市民活動推進課	奈良市自治連合会	共催	交流
20	「戸籍事務の電算化に伴う市民への周知」事業	市民課 他	市民	事業協力	情報化の推進
21	市民考古サポーター活動事業	埋蔵文化財調査センター	寧楽考古楽倶楽部	事業協力	文化遺産の保護と継承
22	奈良市文化振興計画	文化・スポーツ振興課	学識経験者・各種団体・市民公募	市民公募	文化・芸術の振興

No.	事業名	課名	協働の相手	協働の形態	総合計画上の位置付け
23	ならまちわらべうたフェスタ	文化・スポーツ振興課	文化団体・NPO・財団等	実行委員会・協議会	文化・芸術の振興
24	生涯学習センター・各公民館における主催事業の協働	生涯学習課	個人ボランティア・地域団体・NPO	事業協力	生涯学習の振興
25	公民館運営審議会	生涯学習課	公民館運営審議会	実行委員会・協議会	生涯学習の振興
26	おはなし会	西部図書館	ボランティア・小学校	共催	生涯学習の振興
27	学校支援地域本部事業	生涯学習課	各中学校区地域教育協議会・個人ボランティア	実行委員会・協議会	学校教育の充実
28	中学校給食弁当導入	保健給食課	校区内ボランティア	事業協力	学校教育の充実
29	学校規模適正化推進協議会との協働事業	教育企画課	保護者・地域代表・学校関係者	実行委員会・協議会	学校教育の充実
30	教職員教科研修事業	学校教育課(教育センター準備室)	NPO法人なら・観光ボランティアの会ほか4団体	事業協力	学校教育の充実
31	子ども居場所づくり推進事業	生涯学習課	事業実施団体	補助・助成	青少年の健全育成
32	放課後子ども教室推進事業	生涯学習課	事業実施団体	委託	青少年の健全育成
33	黒髪山キャンプフィールド管理運営	青少年指導課	奈良市黒髪山キャンプフィールド運営協議会	指定管理	青少年の健全育成
34	地域福祉活動の支援事業	福祉総務課	地区社会福祉協議会	事業協力	地域福祉
35	めざせ地域デビュー	長寿福祉課	NPO法人等	補助・助成	地域福祉
36	認知症サポーター養成講座	介護福祉課	奈良市キャラバンメイト	事業協力	高齢者福祉
37	視覚障がい者向け広報等発行事業	障がい福祉課	ボランティア団体	補助・助成	障がい者・児福祉
38	奈良市食育推進会議	保健総務課	ボランティア団体	事業協力	保健・医療・衛生
39	20日ならウォーク	健康増進課	奈良市運動習慣づくり推進員協議会	共催	保健・医療・衛生
40	食生活改善地区組織活動推進事業	健康増進課	奈良市食生活改善推進員協議会	委託	保健・医療・衛生
41	医療相談事業「春うらら会～神経難病患者・家族の集い」	保健予防課	奈良市難病ボランティア「コバン」	事業協力	保健・医療・衛生
42	人と動物がともに暮らせるまちづくり事業	生活衛生課	自治会	事業協力	保健・医療・衛生
43	奈良市地球温暖化対策地域協議会	環境政策課	奈良市地球温暖化対策地域協議会	実行委員会・協議会	環境保全
44	市民啓発イベント事業「環境フェスティバル」	企画総務課	市民・ごみ懇談会・奈良市手をつなぐ親の会	共催	環境清美
45	クリーンセンター建設計画策定事業	施設課	市民から公募した者、自治連合会の代表者、学識経験を有する者等	実行委員会・協議会	環境清美

No.	事業名	課名	協働の相手	協働の形態	総合計画上の 位置付け
46	(仮称)「環境啓発活動サポーター」事業	産業廃棄物対策課	市民ボランティア	事業協力	環境清美
47	アダプトプログラム推進事業「さわやかクリーン奈良」	市民活動推進課(関係課:管財課、公園緑地課、土木管理課、道路維持課、河川課他)	自治会・ボランティア団体・事業者等	事業協力	環境清美
48	佐保川清掃	まち美化推進課	佐保川清掃対策委員会	事業協力	環境清美
49	都市計画道路整備事業(三条線)	街路課	まちづくり協議会	実行委員会・協議会	道路
50	(仮称)放置自転車ゼロ商店街計画	交通政策課	地元商店街	事業協力	交通安全
51	まちかど景観発掘隊	景観課	自治会・ボランティア団体	市民公募・情報提供・情報交換	景観・自然環境
52	違反広告物を出さない街づくり推進団体	景観課	自治会・2名以上のボランティア団体	市民公募	景観・自然環境
53	グリーンサポート制度	公園緑地課	自治会	事業協力	公園・緑地
54	住まいの耐震化のすすめ	建築指導課	NPO法人	共催	防災・消防
55	自主防災防犯組織活動交付金	市民安全課	市民、自治会	補助・助成	防災・消防
56	消防団協力事業所表示制度	総務課	事業所等	後援	防災・消防
57	独り暮らし高齢者世帯防火訪問	予防課	奈良市女性防災クラブ	事業協力	防災・消防
58	幼年消防クラブの育成及び活動	予防課	幼年消防クラブ	補助・助成	防災・消防
59	災害支援事業	消防課	ボランティア団体・企業等	事業協力	防災・消防
60	「119番の正しいかけ方」指導	指令課	市民	情報提供	防災・消防
61	応急手当普及啓発活動事業	救急課	市内在住・在勤者等	市民公募	防災・消防
62	地域防犯活動推進事業	市民安全課	市民・自治会・事業者	事業協力	地域の安全・安心
63	「柳生」観光まちづくり事業	観光企画課	柳生観光協会・地元住民	実行委員会・協議会	観光交流
64	山辺の道・奈良道の活性化事業	観光企画課	山辺の道・奈良道を考える会	事業協力	観光交流
65	なら燈花会開催事業	観光交流課	特定非営利活動法人なら燈花会の会	補助・助成	観光交流
66	観光情報発信力研修	人事課	特定非営利活動法人なら・観光ボランティアガイドの会「朱雀」	事業協力	観光交流
67	月ヶ瀬梅林周遊道路整備	道路建設課	梅林周遊道路改修委員会	事業協力	観光交流
68	奈良工芸フェスティバル	商工労政課	実行委員会(工芸作家・工芸店ほか)	事業協力	商工・サービス

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業 No.	1			
事業名	事業仕分け			
所管部課	部名	市長公室	課名	行政経営課

総合計画上の位置付け	総論		
	5	章	基本計画の遂行にあたって
	2	節	効率的な行財政運営の推進
関連計画等	奈良市行財政改革実施計画		

協 働 の 相 手	構想日本及び市民		協 働 の 形 態		事業協力				
実 施 の 時 期	年1回		事 業 開 始 年 度		平成21年度				
予 算 額	平成22年度	2,000 千円	事 業 の 方 向 性		継続				
事 業 概 要	公開の場で外部の視点による議論を通じて、本市の事業をゼロベースで見直す。								
全 体 計 画	市が実施している事業を対象に、事業の要・不要、優先順位、官民の役割分担、コスト削減等について公開で議論する。事前調査及び当日の仕分け実施については、構想日本がコーディネーター及び仕分け人として参加。また、18才以上の市民に市民判定員として参加を募ると同時に仕分け対象事業についても奈良市ホームページ等で意見を募集する。								
達 成 目 標	目 標	事業仕分け 実施事業数							
	目 標 値	年 度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位:事業数	60	32	32	16	16	16
	達成の手段	事業仕分けの結果を受けて、再度、市内部で協議し、平成23年度予算編成時に反映させる。							
協 働 の 内 容 (役 割 分 担)	<u>行政</u> (1) 市民判定員の募集 (2) 仕分け候補事業の抽出 (3) 事業内容等の説明用シートの作成 (4) 当日の会場設営 (5) 仕分け結果をふまえて、事業の今後の方針を検討 <u>市民及び構想日本</u> (1) 仕分けへの参加 (2) 事業仕分けの運営、コーディネート (3) 仕分け対象事業の選定にあたって、市民の意見を募集 (4) 市民及び有識者による事業仕分け対象事業審査委員会を設置								
協 働 の 効 果	市民の視点から、本市の行政サービスのあり方や手法等を見直すことができる。また、国や他自治体の事業仕分けに実績のある「構想日本」の協力を得ることで、専門的な知識・経験を有した第三者からみた、市の関与のあり方や、市民との協働、民営化や民間委託等について、見直すことができる。								
課 題									

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	2	
事業名	入札について	
所管部課	部名 総務部	課名 契約課

総合計画上の位置付け	総論		
	5	章	基本計画の遂行にあたって
	2	節	効果的な行財政運営の推進
関連計画等			

協 働 の 相 手	市民		協 働 の 形 態		情報提供				
実 施 の 時 期	通年		事 業 開 始 年 度						
予 算 額	平成22年度	— 千円	事 業 の 方 向 性			継続			
事 業 概 要	工事130万円以上、委託50万円以上、物品購入80万円以上の案件について入札を行っている。								
全 体 計 画	・ ホームページの充実(入札告示及び入札に関する要領等)								
達 成 目 標	目 標								
	目 標 値	年 度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位:	—	—	—	—	—	—
	達成の手段	ホームページに掲載							
協 働 の 内 容 (役 割 分 担)	・ ホームページの掲載内容を充実させ、情報の公表を図る。								
協 働 の 効 果	・ 情報を提供することにより、入札への関心を高め、入札の透明性を推進する。 ・ 多方面の意見を拝聴し、その意見を反映することにより、入札制度の適正化が図られる。								
課 題									

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	3		
事業名	租税教室の開催(講師の派遣)		
所管部課	部名	総務部税務室	課名 市民税課

総合計画上の位置付け	総論	章	
	5	節	基本計画の遂行にあたって
	2	計画	効率的な行財政運営の推進
関連計画等			

協 働 の 相 手	奈良県租税教育推進連絡協議会			協 働 の 形 態		情報提供			
実 施 の 時 期	11月～1月頃			事 業 開 始 年 度		平成20年度			
予 算 額	平成22年度	— 千円		事 業 の 方 向 性		継続			
事 業 概 要	国、奈良県、県内市町村、学校教育機関及び関係民間団体等で組織する奈良県租税教育推進連絡協議会事業の一環として開催される租税教室に、職員を講師として派遣する。								
全 体 計 画	奈良県租税教育推進連絡協議会主催の租税教室は、国税職員や税理士等が中心に小・中学校、高等学校、専修学校等へ社会科の授業の講師として赴くことにより実施されている。 平成20年度は170回実施され、奈良市は当該年度から講師派遣(2人)を開始した。								
達 成 目 標	目 標	市職員の講師派遣を継続して行う。							
	目 標 値	年 度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位:回	2	2	2	2	2	2
達 成 の 手 段	繁忙期を避け、職員の理解の下、派遣される職員を全員でフォローする。								
協 働 の 内 容 (役 割 分 担)	奈良県租税教育推進連絡協議会の各機関・団体が講師を派遣し、次代を担う県内の児童・生徒に、税の仕組みや役割、実際の生活でどのように役立っているのかを、パワーポイントや補助教材を使いながら、判りやすく解説し、社会の会費としての税の仕組みや役割を正しく理解し、納税意識を持ってもらう。								
協 働 の 効 果	県内の小・中学校、高等学校、専修学校等の児童・生徒に、税の役割を十分認識し、将来の納税者として税に高い関心を持ってもらえることが期待できる。								
課 題	税制改正等により職員一人当たりの事務量が増え、職員を租税教室に派遣する余裕が年々無くなりつつある。								

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	4							
事業名	奈良心のふるさと応援寄附促進事業							
所管部課	部名	総務部	課名	納税課				
総合計画上の位置付け	総論							
	5	章	基本計画の遂行にあたって					
	2	節	効率的な行財政運営の推進					
関連計画等								
協働の相手	市民		協働の形態	事業協力				
実施の時期	通年		事業開始年度	平成20年度				
予算額	平成22年度	400 千円	事業の方向性	継続				
事業概要	奈良市心のふるさと応援寄附制度は、奈良を愛し、応援してくださる皆様からいただいた寄付金を、文化財の保存・活用事業、観光振興事業をはじめとした奈良の魅力を高め発展させるための事業に活用する。							
全体計画	奈良市心のふるさと応援寄附申込書に必要な事項を記入のうえ、郵便、信書便、ファクシミリ、Eメールのいずれかの方法で申し込んでいただきます。受付後、寄附金希望用途を確認し納付書を送付する。ご入金を確認でき次第、礼状に美術館入場券と観光パンフレット及び寄附金領収済証明書を添えて返送する。 寄附金の活用状況については、奈良市ホームページ等を通じて翌年度にお知らせいたします。							
達成目標	目 標	寄付金の増						
	目 標 値	年 度	H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数 値	単位:千円	919	2,000	3,000	4,000	5,000
達成の手段	ホームページの充実、リーフレット(寄附金申込書)の配布等により継続的に増額を図る。							
協働の内容 (役割分担)	訪れる人にも住む人にも魅力的なまちづくりを進めるため「奈良市心のふるさと制度」を活用して、市民参画と協働により各種施策に取り組む。 ○市……事業の実施。 ○市民 寄附及び奈良市で生まれ育った親族、奈良を愛し応援してくださる方へのPR。							
協働の効果	奈良市心のふるさと応援寄附制度をきっかけに、市民の行政参加意識の高揚と資金調達の多様化を図る。							
課 題	1 「奈良市心のふるさと応援寄附」は、税ではなく指定寄附金であるという観点から見れば、納税課の所管ではなく、寄附目的に沿った部署が所管すべきであると考え る。 2 寄附金の取り扱いについて、寄附金を一度基金に積立し、翌年度事業に活用(充当)することとなっているため、事業効果や事務処理に手間と時間を要する。							

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	5			
事業名	地域人権教育支援事業			
所管部課	部名	市民活動部	課名	人権啓発課

総合計画上の位置付け	1	章	人権尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり
	1	節	人権の確立
	1	計画	効果的な人権教育・啓発の普及
関連計画等			

協働の相手	奈良市人権教育推進協議会			協働の形態		事業協力				
実施の時期	通年			事業開始年度		昭和48年度				
予算額	平成22年度	2,000 千円		事業の方向性			拡大			
事業概要	行政と市民との中間団体である「奈良市人権教育推進協議会」と協働し、地域における人権教育の推進を図り、「奈良市人権文化のまちづくり条例」の具体化を図る。									
全体計画	人権問題への理解を深め、基本的人権の尊重を基本としたまちづくりを進めるため、地区別の研修会や、指導者養成講座等を実施する。									
達成目標	目標		活動地区数の増							
	目標値		年度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
			数値	単位:地区	38	44	44	44	44	44
	達成の手段		研修会未実施自治会に参加の働きかけをして活動地区数の増加を図る。							
協働の内容 (役割分担)	<u>行政</u> (1)地域活動としての人権教育を支援する。 (2)活動を促進するため補助金を支出する。 <u>奈良市人権教育推進協議会</u> (1)地区別に研修会を実施する。 (2)人権に関する研修会等へ参加し、理解を深める。 (3)地域の課題の解決のための取り組みを行う。									
協働の効果	すべての人が真に尊重される自由で平等な社会の実現と、人と人とのつながりを大切にしたいふれあいのあるまちづくりの実現に寄与する。									
課題	「奈良市人権文化のまちづくり条例」にあるように、人権課題解決のためには、行政と市民とが協働することが必要である。特に地域活動、住民活動としての人権教育は重要であることから、今後より多様な学習機会の提供や、効果的な事業手法の工夫、また学習の成果を地域活動として具体化していくことが必要である。									

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	6		
事業名	開かれた市政		
所管部課	部名	市長公室	課名 秘書課

総合計画上の位置付け	1	章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり
	5	節	市民参加
	1	計画	広報、広聴活動の充実
関連計画等			

協 働 の 相 手	市民		協 働 の 形 態		情報提供					
実 施 の 時 期	通年		事 業 開 始 年 度		平成21年度					
予 算 額	平成22年度	—	千円	事 業 の 方 向 性		継続				
事 業 概 要	奈良市のホームページに「市長の動き」を掲載することで、広く市民の方に市長の行動を知っていただくための情報提供の場となり、「開かれた市政」をめざすとともに市民参画の意識を高める。									
全 体 計 画	奈良市のホームページ「市長の窓」に「市長の動き」を加えて、一週ごとに市長の行動や市長と市民のふれあいを写真入りで掲載することにより、広く市民の方に市長の行動を知っていただき「開かれた市政」と市民参画意識を高めることをめざす。									
達 成 目 標	目 標		ホームページの更新回数							
	目 標 値		年 度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
			数値	単位:更新回数	週1回	週2～3回	毎日	毎日	毎日	毎日
	達成の手段		ホームページの充実・写真処理の迅速化							
協 働 の 内 容 (役 割 分 担)	○市長の行動・市民とのふれあい風景を撮影 ○一週間ごとにホームページに行事と写真を掲載									
協 働 の 効 果	市民の市政への関心を高め市民参画意識の向上が期待できる。									
課 題	・来客等多数あるがプライバシーの問題もあり情報発信する内容については精査する必要がある。 ・現在は行政からの情報提供にとどまっているが、今後、市民の役割分担の可能性を考え協働の内容を充実させることが課題である。									

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	7		
事業名	まちかどトーク		
所管部課	部名	市長公室	課名 広報広聴課

総合計画上の位置付け	1	章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり
	5	節	市民参画
	1	計画	広報・広聴活動の充実
関連計画等			

協 働 の 相 手	市民			協 働 の 形 態		情報提供				
実 施 の 時 期	随時			事 業 開 始 年 度		平成18年度				
予 算 額	平成22年度	62 千円		事 業 の 方 向 性			継 続			
事 業 概 要	市民等が各種テーマから希望するテーマを選び、担当職員が、出向いて、市の施策や制度について説明を行なう。									
全 体 計 画	職員が、市民の身近なところに出向き、市の施策や制度について説明することにより、市政に対する市民の理解と関心を深めていただく。									
達 成 目 標	目 標		まちかどトークの利用者数							
	目 標 値		年 度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
			数値	単位:人	1,401	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	達成の手段		市内在住・在勤・在学の方々に、事業の周知を図り、活用していただく。							
協 働 の 内 容 (役 割 分 担)	市民等から各種テーマに沿った「まちかどトーク」実施の申し込みにより、市民等の身近なところに出向き、市政の紹介、施策、制度などについて情報を提供、分かりやすく説明を行う。									
協 働 の 効 果	「まちかどトーク」実施により、市政に対する市政への理解や関心を深めていただく。									
課 題	若い世代の利用者数を増やす。									

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	8								
事業名	「奈良しみんだより」の英訳								
所管部課	部名	市長公室	課名	広報広聴課					
総合計画上の位置付け	1	章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり						
	5	節	市民参加						
	1	計画	広報・広聴活動の充実						
関連計画等									
協働の相手	奈良S.G.Gクラブ		協働の形態	事業協力					
実施の時期	毎月		事業開始年度	—					
予算額	平成22年度	—	千円	事業の方向性	継続				
事業概要	日本語が分からない外国籍市民等に市政情報をお知らせする。								
全体計画	「奈良しみんだより」の校正原稿及び固有名詞の読み仮名などの資料を広報広聴課より奈良S.G.Gクラブへ提供し、同クラブで外国籍市民等に必要となる記事をピックアップして英訳・印刷し、市役所・出張所・図書館・保健所・観光センター等に配置する。								
達成目標	目標	配置部数							
	目標値	年度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位:部	180	180	180	180	180	180
達成の手段	引き続き、外国籍市民等が訪れると思われる施設等に配置する。								
協働の内容 (役割分担)	<u>行政</u> (1)「奈良しみんだより」の掲載情報・資料の提供 (2)印刷用紙の支給 <u>活動団体</u> (1)「奈良しみんだより」の英訳 (2)「奈良しみんだより」英訳版の印刷 (3)「奈良しみんだより」英訳版の各施設への配置								
協働の効果	日本語が分からない外国籍市民等が、安心して奈良市で暮らし、また行政に積極的に参加することで外国籍市民等にとっても開かれた市政の推進を図る。								
課題	必要部数等ニーズの調査に努め、より有効に活用してもらえるよう検討する。								

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	9		
事業名	パブリックコメント		
所管部課	部名	市長公室	課名 広報広聴課

総合計画上の位置付け	1	章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり
	5	節	市民参画
	1	計画	広報・広聴活動の充実
関連計画等			

協働の相手	市民		協働の形態		市民公募					
実施の時期	通年		事業開始年度		平成17年度					
予算額	平成22年度	0千円		事業の方向性			継続			
事業概要	市の基本的な政策を策定する過程において、その内容その他必要な事項を広く公表し、これらについて市民等から直接に意見及び提言を求める。									
全体計画	市の基本的な計画等を策定する過程や市民の権利義務に関する条例等の制定・改廃の検討過程において、市民の意見を反映させるため、パブリックコメント手続きの基準を整備し、実施する。									
達成目標	目標		参加市民数の増加							
	目標値		年度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
			数値	単位:団体	10	10	10	10	10	10
	達成の手段		その計画等の主管課に積極的に実施を促すとともに、手続きを行うにあたって必要な助言や調整を行う。							
協働の内容 (役割分担)	「クリーンな市政」を実行するため、市が行おうとしている施策の策定する過程において、計画等の案を公表し、それに関して、市民等からのパブリックコメント手続きにより出された多様な意見や提言などを受付け、それを考慮して意思決定を行う。									
協働の効果	市の政策に関する基本的な計画の策定を市民とともに意見交換することによって、より良いまちづくりを目指す。									
課題	市民等からの積極的な意見を求めているが、まだ市民参画の手法として浸透し切っていない面もあり、今後の広報のあり方も手腕が問われる。									

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	10			
事業名	タウンミーティング			
所管部課	部名	市民活動部	課名	市民活動推進課

総合計画上の位置付け	1	章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり
	5	節	市民参加
	1	計画	広報・広聴活動の充実
関連計画等			

協 働 の 相 手	奈良市自治連合会		協 働 の 形 態		共催				
実 施 の 時 期	年度当初		事 業 開 始 年 度		平成18年度				
予 算 額	平成22年度	693 千円	事 業 の 方 向 性		継 続				
事 業 概 要	市長の施策を市民の皆様方に伝え、市政に対する理解を深めると共に、市長と市民が直接対話する。								
全 体 計 画	各年度ごとに、市と自治連合会と、開催内容、役割分担等について、協議、検討し、決定し実施していく。平成21年度は、自治連合会のブロックごとに開催した。								
達 成 目 標	目 標	恒常的な参加者数の維持							
	目 標 値	年 度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位： 人	1,130	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	達成の手段	自治連合会、自治会を通じて、さらに参加に向けての周知を広く図る。							
協 働 の 内 容 (役 割 分 担)	<u>開催ごとに協議をしていくが概ね</u> <u>行政</u> (1)しみんだより及びホームページで、周知を図る (2)会場借り上げ等の経費負担を行なう (3)開催当日会場設営を行なう <u>自治連合会</u> (1)回覧等により周知を図る (2)開催当日受付、司会進行を行う。								
協 働 の 効 果	協働で、事業計画の策定、事業実施を行なうことにより、市民が、市の財政状況を理解し、市政の方向性、税金の使い方等について対話することにより、市政参画意識を高めることが期待できる。								
課 題	若い人の参加を促す必要がある。								

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	11
事業名	まちづくり振興事業「月ヶ瀬地域振興協議会」
所管部課	部名 市民生活部 課名 月ヶ瀬行政センター総務課

総合計画上の位置付け	1	章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり
	5	節	市民参加
	2	計画	市政に対する提言、要望等の反映
関連計画等			

協 働 の 相 手	各種団体・自治会等		協 働 の 形 態		実行委員会・協議会				
実 施 の 時 期	通年		事 業 開 始 年 度		平成17年度				
予 算 額	平成22年度	2,000 千円	事 業 の 方 向 性		継続				
事 業 概 要	月ヶ瀬地域における将来のまちづくりについて協議を行うほか、地域の振興等を図り、もって奈良市の発展に資する。								
全 体 計 画	自治連合会長・自治会長・各種団体の代表者・学識経験を有する者をもって組織し、地域振興のための協議やイベント等の開催を行う。市は、サポートの立場で支援及び補助金を交付する。								
達 成 目 標	目 標	会議の開催回数							
	目 標 値	年 度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位:回	17	18	24	24	24	24
	達成の手段	・地域組織として自主的活動の充実のためのリーダー養成及び自主財源の確立 ・地域振興協議会の位置づけと役割及び行政との関わりの明確化							
協 働 の 内 容 (役 割 分 担)	<u>行政</u> ①イベント補助金の交付 ②市・県等関係課及び機関等への連絡調整 ③協議会事務局としてサポート <u>活動団体</u> ①地域のまちづくり及び新市建設計画の進捗状況に関すること ②住民の要望の取りまとめ関すること ③地域伝統文化の保存及び振興に関すること ④地域イベント等の企画及び実施に関すること (スポーツフェスティバル・体育祭・駅伝大会・マラソン大会等)								
協 働 の 効 果	地域組織を立ち上げ自主的な交流活動の確立により、住民及び団体間の連携協調が強化され、自主運営による地域の活性化並びに地域コミュニティーの形成が期待できる。								
課 題	・地域組織としての自主的な活動の充実強化のためのリーダーを養成し、行政との関わりを明確化する。 ・組織設立後5年が経過した、今後の組織のあり方について検討をしていく必要がある。								

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	12									
事業名	都祁まちづくり協議会事業									
所管部課	部名	市民生活部				課名	都祁行政センター総務課			
総合計画上の位置付け	1	章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり							
	5	節	市民参加							
	2	計画	市政に対する提言、要望等の反映							
関連計画等										
協働の相手	地域住民				協働の形態			補助・助成		
実施の時期	通年				事業開始年度			平成17年度		
予算額	平成22年度		4,000 千円		事業の方向性			継続		
事業概要	1. 住民要望の取りまとめ及び新市建設計画の進捗に関すること 2. 地域間交流事業(農業体験交流事業) 3. 地域振興事業(都祁高原マラソン大会)									
全体計画	地域交流事業として、農業体験交流事業を実施。4月に参加者を募集し、5月から田植え・ホテル観賞・ブルーベリー採り・稲刈り・収穫祭と一年を通して農業体験をしてもらい、地域間交流を図っている。また、まちづくり活動においても、地域振興事業の一環として市内外、遠くは北海道からの参加者を迎え、11月に「都祁高原マラソン」を実施。都祁の名を全国各地に広く発信し、地域の活性化につなげている。									
達成目標	目標		イベント参加者数の増							
	目標値		年度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
			数値	単位:人	1,317	1,350	1,400	1,450	1,500	1,500
達成の手段	ホームページの充実、パンフレットの配布、専門誌・新聞等への掲載									
協働の内容 (役割分担)	<u>行政(1)</u> (1) イベント等補助金の交付 (2) 各種事業における行政関係機関との連絡調整 (3) 農業体験交流事業の参加者の募集及び各行事の準備 (4) 都祁高原マラソン大会の選手募集、受付及び行政関係機関との渉外業務 <u>活動団体</u> (1) 住民要望の取りまとめ (2) 新市建設計画の進捗に関すること (3) 地域伝統文化の保存及び振興 (4) 農業体験交流事業の計画決定及び実施全般(参加者の指導含む) (5) 都祁高原マラソン大会の計画及び実施全般(実行委員会方式)									
協働の効果	都祁地域の振興及び地域間交流の場として農業体験交流事業及び都祁高原マラソン大会を実施しているが、都祁の名を広く発信しでき、参加者数等の年次目標も達成されており、都祁地域の活性化につながっている。また、地域コミュニティにも有効である。									
課題	市民団体との役割明確化を図りつつ、協働による事業を推進し、まちづくり活動を展開していくこと。また、地域の活性化には各種イベントを実施し、市民交流を図ることが有効であり、イベント参加者募集の拡充が必要である。									

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	13							
事業名	奈良市市民公益活動推進会議							
所管部課	部名	市民活動部	課名	市民活動推進課				
総合計画上の位置付け	1	章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり					
	5	節	市民参加					
	4	計画	市民と協働する市政					
関連計画等								
協働の相手	市民		協働の形態		市民公募			
実施の時期	年数回		事業開始年度		平成20年度			
予算額	平成22年度	636 千円	事業の方向性		継続			
事業概要	奈良市の市民参画及び協働を推進し、広く意見を聴取するため、奈良市市民公益活動推進会議を開催する。							
全体計画	2名の公募委員を含む10名の委員で構成された市民公益活動推進会議(平成20年10月設置)では、平成21年2月から4回にわたり、(仮称)市民公益活動支援センターの機能や運営形態等についての審議を行い、平成21年7月「(仮称)市民公益活動支援センター」の機能と運営形態等に関する提言をいただいた。その後、平成21年9月に市長の諮問を受け、現在「(仮称)奈良市市民が選ぶ1%支援制度」についての審議を行っている。							
達成目標	目標	—						
	目標値	年度	H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位:	—	—	—	—	—
達成の手段	市長の諮問を受けて、推進会議での意見をまとめた提言を行うものであり、目標値はその都度変わるため、設定できない。							
協働の内容 (役割分担)	<u>行政</u> ・諮問を受けた事項について、委員へ情報提供する。 ・委員からの意見の集約を行うなど、会議が円滑に行われるようとりまとめる。 <u>委員</u> ・広く市民からの代表という立場で、諮問を受けた事項について意見を述べる。							
協働の効果	公募による市民を委員に加えることにより、市の意思形成段階から市民に参画してもらえる機会となり、市民との協働の促進につながる。							
課題	市民公募を行うにあたり、しみんだよりや市ホームページで周知を図っているが、もっと広く、市民にPRする方法を考える必要がある。							

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	14									
事業名	協働のための研修									
所管部課	部名	市民活動部				課名	市民活動推進課			
総合計画上の位置付け	1	章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり							
	5	節	市民参加							
	4	計画	市民と協働する市政							
関連計画等										
協働の相手	市民等				協働の形態			情報交換		
実施の時期	年数回				事業開始年度			平成20年度		
予算額	平成22年度		361 千円		事業の方向性			継続		
事業概要	市民参画及び協働によるまちづくりを行うために、職員の意識の向上を図ることを目的に、協働のための研修を実施する。									
全体計画	平成20年度は全課長を対象とした職員研修を行い、平成21年度は係長以上の職員を対象に研修を行った。平成22年度は全職員を対象とした研修を行う。 今後は、職員と一般公募した市民等と一緒に参加し、より密度の濃い研修会を実施し、それぞれの協働に対する意識の向上を図るとともに、市民等との意見交換の場を設けることを検討中である。									
達成目標	目 標		研修内容の理解度(実施後のアンケートで「よく理解できた」・「ある程度理解できた」と答えた職員の割合)							
	目 標 値		年 度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
			数値	単位: %	86	80	82	84	86	88
達成の手段	長期的な視点で研修の計画を立て、段階的に研修を実施する。 研修実施後、アンケートにより理解度を調査する。									
協働の内容 (役割分担)	○職員研修 行政 ・研修の企画、実施 ・研修内容の見直し ○職員・市民等合同の研修 行政 ・研修の企画、実施 ・研修参加者の募集 行政・市民等 ・研修への参加 ・研修内容の見直し									
協働の効果	市職員と市民等が同じ場で協働についての研修を受け、意見交換することにより、協働に対する理解がより一層深まり、市民参画の機会の充実、協働の実践につながる事が期待できる。									
課題	公募により研修の参加者を集める際は、周知について十分に広報を行うことが必要である。									

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	15			
事業名	市民政策アドバイザー制度			
所管部課	部名	市民活動部	課名	市民活動推進課

総合計画上の位置付け	1	章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり
	5	節	市民参加
	4	計画	市民と協働する市政
関連計画等			

協働の相手	市民		協働の形態	市民公募	
実施の時期	年3回		事業開始年度	平成18年度	
予算額	平成22年度	300 千円	事業の方向性	継続	

事業概要	市民それぞれが持つ多様な経験及び知識を市の施策に活かすことを目的として、さまざまな分野の市民政策アドバイザーを委嘱し、必要に応じて市民の立場からの意見や助言を求めるため。			
------	---	--	--	--

全体計画	「まちづくり」「文化・観光」「保健・福祉」「教育・人権」「地域安全・環境」「市民参画・行財政改革」の6分野から各5名ずつのアドバイザーを2年任期で委嘱する。1年目は、市政全般についての「提言レポート」をいただき、各所属長との意見交換会、市長との意見交換会を経て、次年度以降、市政に反映させていく。2年目は、各部署において課題となっていること(行政課題)をテーマに、それに対して「提言レポート」をいただき、各所属長との意見交換会、市長との意見交換会を経て、次年度以降、市政に反映させていく。平成22年度以降については、市の行政課題にテーマをしばり、より実現度の高い提言をいただけるようにするなど、制度のあり方自体も見直していく予定である。			
------	--	--	--	--

達成目標	目標	アドバイザーからの提言を市政に反映させる件数							
	目標値	年度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位:件	22	24	26	28	30	32
	達成の手段	アドバイザーからの提言を、担当課が前向きに受け止め、施策へ反映させるよう取り組むことが目標達成につながる。							

協働の内容 (役割分担)	<u>行政</u> - その時々行政課題を把握し、市民政策アドバイザーに情報提供する。 - いただいた「提言」に対して、施策への反映に努める。 <u>市民政策アドバイザー</u> - 提示された行政課題に対して、それぞれが持つ知識・経験を活かして提言する。			
-----------------	---	--	--	--

協働の効果	市民政策アドバイザー制度として、市民それぞれが持つ多様な経験及び知識を市政に反映させるという市民参画システムが構築され、市民との協働によるまちづくりにつながる。			
-------	--	--	--	--

課題	市民政策アドバイザーから頂いた提言等については、次年度予算や施策に反映させるなど、市政運営の参考としているが、各課の取り組みの中で市民政策アドバイザーを活用できるものもあると考えられるため、各課において積極的に市民政策アドバイザーを活用するよう働きかけていく必要がある。また、任期1年目には市政全般についての提言を求めているが、提言が多岐にわたり、制度としてうまく活用できていなかったため、平成22年度からは、市の行政課題にテーマをしばり、より実現度の高い提言をいただけるようにするなど、制度のあり方自体を見直していく必要がある。			
----	---	--	--	--

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	16								
事業名	奈良のむかし話を伝承する事業								
所管部課	部名	学校教育部	課名	学校教育課					
総合計画上の位置付け	1	章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり						
	5	節	市民参加						
	4	計画	市民と協働する市政						
関連計画等									
協働の相手	奈良のむかし話を伝承する会		協働の形態	事業協力					
実施の時期	通年		事業開始年度	平成20年度					
予算額	平成22年度	0千円	事業の方向性	継続					
事業概要	先人の残した貴重な無形の文化財であるむかし話を紙芝居にすることで、子どもたちに楽しんでもらいながら伝えることができ、心を育み、奈良の文化に触れることができる。								
全体計画	奈良に伝わるむかし話を掘り起こして、紙芝居を制作する。制作した紙芝居は市立保育園・幼稚園・小学校に配布する。各学校園での読み聞かせの他、要請があれば地域ボランティア団体に依頼して学校園に出向して実演する。								
達成目標	目標	①配布枚数			②実演回数				
	目標値	年度	H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26	
		数値	①単位:部	230	-				
			②単位:回	30	-				
達成の手段	紙芝居の作成・配布・実演								
協働の内容 (役割分担)	行政・奈良のむかし話を伝承する会 ・題材の選択と決定 行政 ・題材や内容の吟味 ・紙芝居の配付 広報 奈良のむかし話を伝承する会 ・題材の収集 ・紙芝居の制作 ・実演の実施 (平成22年度は、紙芝居の制作をしない。)								
協働の効果	学校園において、奈良にまつわる紙芝居の読み聞かせをすることにより、自分たちの郷土について関心を持つ園児・児童が増えた。学校園からも奈良の歴史や文化に触れるよい機会である。								
課題	奈良の文化や歴史を子どもたちに伝えるため、今後も学校園・行政・市立図書館等の関係機関・市民ボランティア等の連携をどう図っていくかが課題である。								

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	17			
事業名	もてなしのまちづくりの推進			
所管部課	部名	企画部	課名	企画政策課

総合計画上の位置付け	1	章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり
	6	節	交流
	1	計画	市民交流の活性化
関連計画等			

協 働 の 相 手	市民・事業者・来訪者		協 働 の 形 態		事業協力				
実 施 の 時 期	通年		事 業 開 始 年 度		平成19年度				
予 算 額	平成22年度	1,200 千円	事 業 の 方 向 性			継 続			
事 業 概 要	誰もが訪れたいくなり、末永く暮らしたくなる魅力あふれる奈良市を実現するための“もてなしのまちづくり”を市、市民、事業者が協働して推進する。“もてなしのまちづくり”を総合的かつ計画的に推進するための奈良市もてなしのまちづくり推進行動計画を実施することにより、市民、事業者の取組への参加を促進する。								
全 体 計 画	平成21年4月、奈良市もてなしのまちづくり条例施行。平成22年3月、奈良市もてなしのまちづくり推進行動計画を策定。平成22年度に「奈良市もてなしのまちづくり推進協議会(仮称)」を立ち上げるとともに、同協議会を中心として奈良市もてなしのまちづくり推進行動計画の取組を、もてなしのまちづくりを推進する活動を行う団体との協働や市民参画を図りながら推進する。								
達 成 目 標	目 標	推進行動計画で掲げる市の取り組みの実施度合い							
	目 標 値	年 度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位: %	-	60	70	90	100	100
	達成の手段	奈良市もてなしのまちづくり推進行動計画を、市民と事業者が達成できるように支援を行う。							
協 働 の 内 容 (役 割 分 担)	<u>行政(市)(条例第4条)</u> (1)もてなしのまちづくりに関する総合的かつ計画的な施策の策定・実施 (2)すべての施策にもてなしのまちづくりの視点の取り入れとそれの推進。など <u>市職員(条例第5条)</u> 担い手であることの自覚と積極的な実践。 <u>市民(条例第6条)</u> (1)担い手であることの自覚と実践に努める。 (2)奈良に誇りと愛着を持ち、それを発信する。など <u>事業者(条例第7条)</u> (1)担い手であることの自覚と積極的な実践に努める。 (2)市の施策への積極的な参画と協働。など。 <u>来訪者(条例第8条)</u> (1)奈良の魅力に配慮し、協力要請。								
協 働 の 効 果	奈良市もてなしのまちづくり推進行動計画を着実に実施することにより、奈良の歴史性をさらに高め、奈良を訪れる人が何度でも訪れたいくなり、奈良で暮らす人がずっと暮らしたくなる魅力あふれる奈良となる。								
課 題	市・市職員・市民・事業者がそれぞれの役割を果たし、来訪者がもてなしのまちづくりに協力することが課題である。								

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業 No.	18	
事業名	自治連合会等活動推進	
所管部課	部名 市民活動部・市民生活部	課名 市民活動推進課・各出張所・各行政センター

総合計画上の位置付け	1	章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり
	6	節	交流
	1	計画	市民交流の活性化
関連計画等			

協働の相手	地区自治連合会等		協働の形態		情報交換					
実施の時期	通年		事業開始年度		－					
予算額	平成22年度	－ 千円	事業の方向性		継続					
事業概要	市と地区自治連合会等との情報共有及び意見交換を行いながら地域内分権の確立をめざす。									
全体計画	市と地区自治連合会等が、地域の課題や要望の解決へ向けての情報交換及び、地域活動への参加を行い、地域コミュニティ活動の促進を図る。									
達成目標	目 標		地域での事業、ふれあい活動の活性化							
	目 標 値		年 度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
			数値	単位:	－	－	－	－	－	－
	達成の手段		市と地域が話し合い、自分たちのまちについて議論し地域活動の場を多く設ける。							
協働の内容 (役割分担)	<u>行政</u> (1)情報提供 (2)行政施策活用の助言 (3)会議への参加 (4)活動への参加 (5)会議等地域活動拠点の提供 <u>活動団体</u> (1)情報伝達 (2)地域活動の実施 (3)市政への参画 (4)市政への提言									
協働の効果	市自治連合会、地区自治地連合会の活性化を図ることにより、自治会活動等の地域コミュニティ活動が促進され、地域内分権につながることを期待される。									
課 題	自分たちのまちは、自分たちで考える主体的なまちづくりをする意識の醸成を図ることが必要である。									

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	19	
事業名	地域要望を聞く会	
所管部課	部名 市民活動部	課名 市民活動推進課

総合計画上の位置付け	1	章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり
	6	節	交流
	1	計画	市民交流の活性化
関連計画等			

協 働 の 相 手	奈良市自治連合会		協 働 の 形 態		共催				
実 施 の 時 期	年度当初		事 業 開 始 年 度		平成18年度				
予 算 額	平成22年度	50 千円	事 業 の 方 向 性		継続				
事 業 概 要	毎年、各地区自治連合会から、地域重点要望書を、提出してもらう。								
全 体 計 画	予算編成前に、地区自治連合会からの地域要望を上げていただく場を設定し、地域における要望を、組織的に聞く。								
達 成 目 標	目 標	地域での問題点・課題の抽出及び地域課題の解決							
	目 標 値	年 度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位:	—	—	—	—	—	—
	達成の手段	地域での話し合い及び予算措置							
協 働 の 内 容 (役 割 分 担)	行政 (1)予算措置 (2)市以外の機関への要望を提出 自治連合会 (1)地域の課題を地域で話し合う場づくり (2)地域で出来ることと行政が出来ることの振り分け								
協 働 の 効 果	地域での要望事項が把握でき、地域の考え方・思いが伝わり、地域で出来ること、市で出来ることの仕分けをすることができる。								
課 題	各地区連合会において、地域での議論を十分にしてもらうこと。								

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	20		
事業名	「戸籍事務の電算化に伴う市民への周知」事業		
所管部課	部名	市民生活部	課名 市民課 他

総合計画上の位置付け	1	章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり
	7	節	情報化の推進
	3	計画	高度な市民サービスの提供(行政手続のオンライン化等)
関連計画等			

協働の相手	市民		協働の形態		事業協力					
実施の時期	平成23年度		事業開始年度		平成23年度					
予算額	平成22年度	—	千円	事業の方向性		新設				
事業概要	市民サービスの向上を図るため、戸籍事務の電算化導入を進める。									
全体計画	市民サービスの向上と行政事務の高度化、効率化を図るため、平成23年度から戸籍事務の電算化の導入作業を進め、平成24年度秋には本稼働をめざす。「戸籍謄抄本等の証明が変わります。」という内容を周知するため、公募した市民とともに協働して検討を行い実施する。									
達成目標	目標		検討委員会の開催回数							
	目標値		年度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
			数値	単位:回	0	0	3	0	0	累計3回
達成の手段	市民と行政が協働して、周知に努める。									
協働の内容 (役割分担)	<u>行政</u> (1) 戸籍事務の電算化事業を行う。 (2) 戸籍事務の電算化事業の周知方法について市民とともに検討し、周知する。 担当課 (市民課、西部出張所住民課、東部出張所、北部出張所、月ヶ瀬行政センター住民課、都祁行政センター住民課)									
	<u>市民</u> (1) 戸籍事務の電算化事業の内容を把握する。 (2) 戸籍事務の電算化事業の周知方法について検討する。									
協働の効果	事業内容を市民が知ること、スムーズに事業を進めることができる。									
課題	本籍が奈良にあっても、市外在住か市内在住で説明の内容が変わるがどのように広報するか、また、戸籍上に名として記載できる文字の取扱い、電算化事業の内容等を市民の人にわかってもらえるようするにはどうすればいいか、検討する必要がある。									

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	21							
事業名	市民考古サポーター活動事業							
所管部課	部名	教育総務部	課名	埋蔵文化財調査センター				
総合計画上の位置付け	1	章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり					
	8	節	文化遺産の保護と継承					
	3	計画	文化財保護の普及啓発					
関連計画等								
協働の相手	寧楽考古楽倶楽部		協働の形態	事業協力				
実施の時期	通年		事業開始年度	平成21年度				
予算額	平成22年度	252 千円	事業の方向性	継続				
事業概要	寧楽考古楽倶楽部は、平成20年度「市民考古サポーター養成講座」の修了者が組織した団体で、発掘調査・遺物整理・展示公開・講演・説明会等、埋蔵文化財調査センターが行う考古学的調査研究、保存活用事業に参加支援し、考古学を自由な立場で楽しみながら学び、その活動を通じ文化財保護へ寄与してもらう。							
全体計画	1、センターが行う発掘調査、遺物整理、展示公開、講演会、現地説明会等について市民考古サポーターの補助、協働支援を受ける。 2、市民考古サポーター活動によりサポーター参加者の考古学知識の学習と情報交換を進める。							
達成目標	目標	市民考古サポーターの人員増						
	目標値	年度	H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位:人	18	40	50	60	70
達成の手段	「市民考古サポーター養成講座」の継続実施並びにボランティア団体の組織充実を図ることにより継続的に増加を図る。							
協働の内容 (役割分担)	行政(埋蔵文化財調査センター) (1)考古サポーター養成講座の開催 (2)ボランティア活動保険の加入 (3)センター内に貴重品ロッカーの設置及び休憩室等活動施設の整備 (4)市民考古サポーター活動について必要な活動補助、学習支援を行う。 活動団体(寧楽考古楽倶楽部) (1)サポート参加者の活動日程調整 (2)役員会議で活動内容の方針決定 (3)参画協働事業への参加支援・調整及び市への提案 (4)活動団体の自主的な運営							
協働の効果	調査事業を中心とした文化財保護事業への参画支援を通じて、市民の文化財学習を振興し、文化財保護思想の普及を図るとともに、市民の事業内容の正確な理解を図ることができ、地域の文化財保護リーダーとしての今後の活動も期待できる。また、協働により、直接、市民の考古学に対するニーズを知り、市民の意見を事業に反映することが可能になる。							
課題	サポーター団体の自主運営が軌道に乗るまでは行政側の支援も必要であり、支援参加希望者(養成講座受講修了者)の将来的な増加への対応策をサポーター団体とともに考えていく必要がある。							

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	22							
事業名	奈良市文化振興計画							
所管部課	部名	市民活動部	課名	文化・スポーツ振興課				
総合計画上の位置付け	1	章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり					
	9	節	文化・芸術の振興					
	1	計画	奈良市文化芸術振興計画の策定					
関連計画等								
協働の相手	学識経験者・各種団体・市民公募		協働の形態	市民公募				
実施の時期	通年		事業開始年度	平成19年度				
予算額	平成22年度	470 千円	事業の方向性	継続				
事業概要	奈良市文化振興条例を施行し、その条例では文化に関する活動を行う者・団体の自主性・創造性を尊重し、その環境整備を図り、芸術文化と生活文化双方のつながりを大切にしながら特色ある文化の育成を目指すを理念としている。その理念を実現させるため策定した奈良市文化振興計画に基づき文化政策を推進していく。							
全体計画	平成21、22年度については、文化政策に関する評価の手法、奈良市民文化振興基金の活用、文化にかかる顕彰制度のしくみを検討する。 平成23年度以降については、奈良市文化振興計画に基づき、文化政策を推進していく。							
達成目標	目標	会議の開催回数						
	目標値	年度	H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位:回	2	3	3	3	3
	達成の手段	資料の提供等を積極的に行っていく。						
協働の内容 (役割分担)	【行政】 ① 資料の提供 ② 原案の作成 【学識経験者・文化団体・公募市民】 文化振興計画推進委員会において市の文化政策について検討							
協働の効果	行政主導になりがちな計画を文化団体や市民公募の委員が参画いただくことにより、幅広い意見を取り入れながら策定することができた。今後も市民感覚を取り入れた文化政策が実現できる。							
課題	文化振興施策に係る評価の手法、文化振興の功績のあったものの顕彰、「文化振興補助金」及び「奈良市民文化振興基金」の活用と支援のあり方を議論する必要があるが、文化振興施策に係る評価の手法については、他都市に前例がないためその構築に困難を伴うと考えられる。							

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	23									
事業名	ならまちわらべうたフェスタ									
所管部課	部名	市民活動部				課名	文化・スポーツ振興課			
総合計画上の位置付け	1	章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり							
	9	節	文化・芸術の振興							
	3	計画	市民の文化芸術活動の振興							
関連計画等										
協働の相手	文化団体・NPO・財団等				協働の形態		実行委員会・協議会			
実施の時期	10月				事業開始年度		平成5年度			
予算額	平成22年度		1,500 千円		事業の方向性		継続			
事業概要	わらべうたは子供たちによって遊びの中で伝えられ、それぞれの時代の子供の様子や人々の文化が表現されている貴重な無形文化遺産と位置づけ広く継承するため、「ならまち」の地域活性化と文化振興を目的にわらべうたをベースとしたおまつりを開催する。									
全体計画	各催し物会場をつなぐ道のりを「わらべうたロード」と題し、近鉄奈良駅から東向き商店街・もちいどのセンター街・下御門商店街・脇戸町商店街を通り奈良市音声館までと、ならまちセンターを主会場とした催し物とする。									
達成目標	目標		ならまちわらべうたフェスタ協力団体数の増加							
	目標値		年度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
			数値	単位:団体	21	22	23	24	25	26
達成の手段	活動の主旨を理解してもらい、新たな団体に参加を呼びかける。									
協働の内容 (役割分担)	【行政】 ① 実行委員会への補助 ② 実行委員会への参加 【文化団体・NPO・企業等】 ① 実行委員会の組織 ② 実施内容の検討 ③ 催しの際の来客者への対応									
協働の効果	地域活性化事業として実施し、定着もしていることから多くの市民・観光客による参加者も年々増えており、当事業のみならず多方面においても各団体間の連携が取れるようになった。									
課題	わらべうた中心のおまつりから、わらべうたと遊びや風情も取り入れたおまつりと変更をしながら開催してきたが、わらべうたをベースとした新たなおまつりの形を考える必要がある。									

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	24									
事業名	生涯学習センター・各公民館における主催事業の協働									
所管部課	部名	市民活動部				課名	生涯学習課			
総合計画上の位置付け	1	章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり							
	10	節	生涯学習の振興							
	2	計画	生涯学習センター・公民館の学習活動の促進と活性							
関連計画等										
協働の相手	個人ボランティア・地域団体・NPO				協働の形態		事業協力			
実施の時期	通年				事業開始年度		平成13年度			
予算額	平成22年度		181 千円		事業の方向性		継続			
事業概要	主催事業の企画・実施・評価のすべてにおいて、他者と協働する。									
全体計画	個人ボランティア、民生児童委員協議会・社会福祉協議会等の地域団体、NPO等の専門的な知識・活動を有する団体等と、主催事業の企画段階から協働を進め、より豊かな学習機会の提供を図る。また、ともに評価し成果を共有することもめざす。 今後、協働相手を拡大するとともに、よりよい協働事業を推進していく。									
達成目標	目 標		協働事業の拡大							
	目 標 値		年 度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
			数値	単位:事業	26	30	35	40	45	50
	達成の手段		協働相手の拡大、協働事業の推進、 自主グループ連絡協議会の設置及び育成・活性化							
協働の内容 (役割分担)	<u>生涯学習センター・公民館</u> (1)会議・事業開催にあたっての会場の提供 (2)協働による事業企画 (3)広報 (4)協働による事業実施 (5)事業の評価・検証 <u>協働相手</u> (1)市民のニーズ・地域課題等の助言・提案、協働による事業企画 (2)事業準備・実施にあたっての人的・物的支援 (3)事業の評価・検証									
協働の効果	多彩な協働相手と企画段階から協働することにより、地域課題・ニーズに即した事業を展開することができる。また、協働相手及び生涯学習センター・公民館の双方の活性化につながる。以下は、協働相手別の成果。 個人ボランティア・自主グループ…市民の学習成果の還元 地域団体…地域ネットワークの構築、地域コミュニティの活性化 NPO等…専門性を活かしたより豊かな学習機会の提供 自主グループ連絡協議会…施設の運営・主催事業に地域の課題・ニーズを反映させることができる。									
課 題	講師を依頼するだけの協働になりがちであるので、企画段階からの協働をめざす。 すべての施設に自主グループ連絡協議会を設置するとともに、上記の効果が得られるような協働のあり方をめざす必要がある。									

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	25									
事業名	公民館運営審議会									
所管部課	部名	市民活動部				課名	生涯学習課			
総合計画上の位置付け	1	章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり							
	10	節	生涯学習の振興							
	2	計画	生涯学習センター・公民館の学習活動の促進と活性							
関連計画等										
協働の相手	公民館運営審議会				協働の形態			実行委員会・協議会		
実施の時期	通年				事業開始年度			昭和26年		
予算額	平成22年度		329 千円		事業の方向性			縮小		
事業概要	社会教育法第29条に基づき、公民館運営審議会を設置し、公民館主催事業や公民館活動が真に市民のニーズに照らしているか、また公民館運営のあり方等について審議する。									
全体計画	全体会議を開催するとともに、全国・近畿・奈良の各公民館大会へ参加する。									
達成目標	目標	—								
	目標値	年度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26	
		数値	単位:	—	—	—	—	—	—	
	達成の手段	—								
協働の内容 (役割分担)	<u>行政</u> ・全体会議の開催 ・全国・近畿・奈良の各公民館大会の案内 <u>公民館運営審議会</u> ・公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する。									
協働の効果	公民館運営審議会委員の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者で構成されており、幅広い意見が集約できる。									
課題	公民館については、平成18年度から指定管理者制度を導入していることから、公民館の長は館長ではなく施設長になり、また公民館を指定管理している奈良市生涯学習財団には、生涯学習を推進するための評議員が既に存在しているため、今後の公民館運営審議会のあり方について検討しなければならない。									

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	26									
事業名	おはなし会									
所管部課	部名	市民活動部				課名	西部図書館			
総合計画上の位置付け	1	章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり							
	10	節	生涯学習の振興							
	4	計画	図書館機能の充実							
	関連計画等									
奈良市子ども読書活動推進計画										
協働の相手	ボランティア・小学校				協働の形態		共催			
実施の時期	年3回				事業開始年度		平成20年度			
予算額	平成22年度		— 千円		事業の方向性			継続		
事業概要	ボランティア団体の野の花文庫が、年3回鶴舞小学校で実施している「おはなし会」に、図書館司書も協力し学校行事に参加している。									
全体計画	現在は、隣接の1小学校のみでの実施であるが、今後はボランティア団体及び小学校と連携を行い、近隣の小学校でも開催できるよう協議し、読書活動を推進する。									
達成目標	目標		実施ボランティア団体及び実施小学校の増							
	目標値		年度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
			数値	単位:学校数	2	2	3	3	4	4
	達成の手段		ボランティア団体の発掘と図書館司書の増員							
協働の内容 (役割分担)	<u>行政</u> (1)おはなし会への図書館司書派遣 (2)ボランティア団体へのおはなし指導 (3)ボランティア団体の育成 <u>活動団体</u> (1)小学校とおはなし会の日程調整 (2)おはなしの研修 (3)ボランティア要員の勧誘									
協働の効果	子どもの読書離れが叫ばれる中、少しでも読書への興味を持たせるため、おはなし会をとおして、本を読む楽しさや本に親しむきっかけ作りを、地域のボランティアと共に行ない、子どもへの読書意欲が高まることが見込まれる。									
課題	通常の図書館業務は図書館司書(嘱託職員及び臨時職員)が対応し、時差勤務で業務にあたっている。 最低限での司書数で業務を行っているため、館事業などを実施するには人員不足となり、本来の図書館業務に支障をきたすため司書の増員が必要である。									

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	27							
事業名	学校支援地域本部事業							
所管部課	部名	市民活動部	課名	生涯学習課				
総合計画上の位置付け	1	章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり					
	11	節	学校教育の充実					
	6	計画	教育相談の充実と整備					
関連計画等								
協働の相手	各中学校区地域教育協議会 個人ボランティア		協働の形態	実行委員会・協議会				
実施の時期	通年		事業開始年度	平成20年度				
予算額	平成22年度	34,169 (全額国費) 千円	事業の方向性	継続				
事業概要	地域住民の積極的な学校支援活動を通して、学校が子ども一人一人にきめ細かな指導を行う時間の確保を図るとともに、地域の教育力の再生、地域コミュニティの活性化を目指す。							
全体計画	全21中学校区で、中学校を拠点に「学校支援地域本部」を設置し、地域全体で校区の幼小中学校を支援する体制をつくり、地域と学校が連携しながら地域ができることを支援する。 学校と地域のつなぎ役として、また、地域の調整役として地域コーディネーターを配置し、学校支援ボランティアを募って学習支援、部活動指導、環境整備、登下校安全確保、合同行事の開催等校区に応じた支援活動を行っている。							
達成目標	目標	支援活動の充実						
	目標値	年度	H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位:	—	—	—	—	—
達成の手段	各中学校区の地域教育協議会を中心に地域全体で学校を支援する体制を強化させる。							
協働の内容 (役割分担)	行政(実行委員会) (1)事業の広報、啓発等推進 (2)事業実施に伴う経費面や保険加入等の手続き (3)コーディネーター研修、交流会の実施 (4)実施に伴うサポート 各中学校区学校支援地域本部(学校・保護者・地域) (1)地域教育協議会の運営 (2)地域コーディネーターを中心に支援活動の実施							
協働の効果	各中学校区で、地域全体で学校を支援する校区に応じた取り組みが行われているが、特に中学校は、今まであまり地域と直接かかわる機会がなく学校と保護者だけで活動している校区もあり、この事業を機会に地域の協力を得ることができる。							
課題	子どもの教育等の学校支援活動について、地域の協力を得て地域全体で取り組んでいくためには、学校が協議会の場で課題や要望を積極的に出し、地域全体で共有していく必要がある。							

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	28							
事業名	中学校給食弁当導入							
所管部課	部名	学校教育部	課名	保健給食課				
総合計画上の位置付け	1	章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり					
	11	節	学校教育の充実					
	8	計画	健康・体力づくりの推進					
関連計画等								
協働の相手	校区内ボランティア		協働の形態	事業協力				
実施の時期	中学校給食実施日		事業開始年度	平成20年度				
予算額	平成22年度	935 千円	事業の方向性	継続				
事業概要	中学生の食育の充実をはかることを目的に弁当選択制で中学校給食を開始した。配膳員をボランティアで行ってもらうことにより、弁当の価格を抑え、生徒に提供している。							
全体計画	平成18年度2校、平成19年度4校、平成20年度5校、計11校が現在弁当選択制を行っており、残り5校については、検討中である。							
達成目標	目標	弁当選択制実施校						
	目標値	年度	H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位:実施校	11	11	11	11	11
	達成の手段	各中学校周辺の地域の協力						
協働の内容 (役割分担)	地域のボランティアには、業者から配送されてきた弁当を配膳し、食事後の弁当の回収と配膳室の清掃。							
協働の効果	生徒たちへ弁当を手渡すときに、ボランティアからの声かけにより生徒たちとの交流ができる。							
課題	今まで、家から弁当を持ってきたり、通学途中のお店や学校の購買部でパン等を買うことが慣習化されている等の理由で各学校の利用率が伸び悩んでいる。							

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	29									
事業名	学校規模適正化推進協議会との協働事業									
所管部課	部名	教育総務部		課名	教育企画課					
総合計画上の位置付け	1	章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり							
	11	節	学校教育の充実							
	9	計画	施設配置の適正化							
関連計画等	奈良市学校規模適正化実施方針及び中学校区別実施計画(案)									
協働の相手	保護者・地域代表・学校関係者			協働の形態		実行委員会・協議会				
実施の時期	通年			事業開始年度		平成20年度(地域により異なる)				
予算額	平成22年度	393 千円		事業の方向性		継続				
事業概要	奈良市学校規模適正化実施方針及び中学校区別実施計画(案)に基づき、対象地域において適正化の推進に向け協議し、地域性等を考慮した個性や特色ある学校・園づくりをめざす。									
全体計画	奈良市学校規模適正化実施方針及び中学校区別実施計画(案)に基づき、適正化の対象となる地域において、保護者・地域住民の代表者等から組織する地元協議会を設置していただき、地域性等を考慮し、適正化計画(案)について協議する。その協議の中で、保護者や地域住民の意見を取り入れた教育環境の整備を推進する。									
達成目標	目標		適正化対象地域における「協議会」の設置数							
	目標値		年度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
			数値	単位: 協議会	11	11	14	17	17	17
達成の手段	適正化対象地域において、保護者や地域住民の理解と協力を得ながら適正化施策を推進する。									
協働の内容 (役割分担)	<u>行政</u> (1) 適正化対象地域の実施計画(案)の作成 (2) 対象地域において実施計画(案)の説明 (3) 協議結果に基づく実施計画の策定 (4) 実施計画の推進 <u>保護者・地域住民の代表者等</u> (1) 実施計画(案)に対する意見や助言 (2) 計画推進に向けての協力									
協働の効果	「中学校区別実施計画(案)」の年度別計画に基づき、地域別実施計画(案)を作成するとともに、適正化対象地域においては「協議会」を設置いただき協議を進めている。 また、教育委員会が提示した実施計画(案)に対し、合意を得た地域においては、保護者や地域住民の協力により適正化施策を進めている。									
課題	適正化の対象地域において、計画推進の必要性に理解を得られず、「協議会」の設置や推進に向けての協力を得られない場合、教育環境の整備などの計画を先行実施していく必要が生じる。									

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	30							
事業名	教職員教科研修事業							
所管部課	部名	学校教育部	課名	学校教育課(教育センター準備室)				
総合計画上の位置付け	1	章	人権の尊重・文化の創造・教育の充実を進めるまちづくり					
	11	節	学校教育の充実					
	14	計画	教職員の研修の充実					
関連計画等	奈良市教育ビジョン(基本目標4-(3))							
協働の相手	NPO法人 なら・観光ボランティアガイドの会 ほか、3団体		協働の形態	事業協力				
実施の時期	5月～10月(11回)		事業開始年度	—				
予算額	平成22年度	228 千円	事業の方向性	継続				
事業概要	奈良市学校・園在籍職員に対し、県教育委員会の研修内容との均衡を補償し、高水準で時代に即した特色ある研修を行い、もって、教職員の資質の向上と実戦力の強化を図る。							
全体計画	世界遺産学習(フィールドワーク)・パソコン・コーチング技術などの分野について、NPO団体による指導を受けながら、指導力の強化や各教職員のスキルアップを図る。							
達成目標	目標	研修参加者数						
	目標値	年度	H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位: 人	252	390	390	390	390
	達成の手段	内容の充実、研修機会の増大により、継続的に資質向上を図る。						
協働の内容 (役割分担)	<u>行政・活動団体</u> (1)研修内容の検討・協議 <u>行政</u> (1)研修参加者の出欠確認・とりまとめ・安全確保 (2)当日配布資料の印刷・製本及び参加者への配布 (3)会場及び使用物品の準備・運搬・後片付け (4)研修の司会・進行の補助 <u>活動団体</u> (1)当日配布資料の原稿作成 (2)研修の進行・講義等 (3)その他事業の目的の達成のために必要な事項							
協働の効果	NPO法人との協働により、プロの講師とは違った視点での指導を受ける事ができ、通り一遍等な指導ではなく、人間味あふれる指導を受ける事ができる。							
課題	研修内容・行程等について、行政・団体双方の綿密な話し合いが必要である。							

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	31								
事業名	子ども居場所づくり推進事業								
所管部課	部名	市民活動部			課名	生涯学習課			
総合計画上の位置付け	1	章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり						
	12	節	青少年の健全育成						
	3	計画	安全に活動できる地域の拠点づくり						
関連計画等									
協働の相手	事業実施団体			協働の形態		補助・助成			
実施の時期	土・日曜日、長期休業期間等			事業開始年度		平成14年度			
予算額	平成22年度	2,693 千円		事業の方向性		継続			
事業概要	安全で安心して活動できる子どもたちの居場所をつくり、青少年の健全育成を行うため、地域の大人たちの協力を得て、社会活動や自然体験、地域住民との交流活動などを実施する。								
全体計画	学校週5日制の実施に伴い、小学校区において、土・日曜日、長期休業期間等に、保護者や地域の協力者が校区内外で社会活動や自然体験、地域住民との交流活動などを実施する。 市は事業実施に対して補助金を交付する。 放課後子ども教室を実施している校区は、放課後子ども教室の土日版として一本化していく方向にある。								
達成目標	目標	全小学校区での実施							
	目標値	年度	H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26	
		数値	単位:校区	46	48	48	48	48	48
	達成の手段	校区で話し合ってもらおうよう促す。							
協働の内容 (役割分担)	行政 (1)実施団体へ補助金交付の手続き 学校 (1)場所の提供 (2)緊急時の対応協力 地域(地域の協力者・保護者等) (1)実施内容の計画・報告 (2)校区に応じた活動を実施								
協働の効果	実施回数は月に1回から学期に1回程度と校区によってさまざまであるが、安全で安心して活動できる子どもたちの居場所ができる。								
課題	地域全体で子どもを見守る体制ができていない校区がある。								

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	32							
事業名	放課後子ども教室推進事業							
所管部課	部名	市民活動部	課名	生涯学習課				
総合計画上の位置付け	1	章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり					
	12	節	青少年の健全育成					
	3	計画	安全に活動できる地域の拠点づくり					
関連計画等								
協働の相手	事業実施団体		協働の形態	委託				
実施の時期	通年		事業開始年度	平成19年度				
予算額	平成22年度	29,360 千円	事業の方向性	拡大				
事業概要	地域社会の中で、子どもたちの安全・安心な居場所を設け、心豊かで健やかにはぐくまれる環境づくりを推進するため、地域住民の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、交流活動等を行う。							
全体計画	小学生を対象に、放課後等に小学校の余裕教室・体育館などを活用して、学習、昔遊び、軽スポーツ等の活動を原則週2日、午後5時まで実施している。実施日数・時間は地域の状況によって異なり、地域の社会教育団体やNPO等に委託する。 放課後子ども教室実施校区は、子ども居場所づくり推進事業を放課後子ども教室の土日版として一本化して実施している。							
達成目標	目標	全48小学校区での実施						
	目標値	年度	H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位: 校区	17	24	37	48	48
達成の手段	各小学校区「夢・教育プラン」協議会で校区としての放課後子ども教室の実施について話し合ってもらう。							
協働の内容 (役割分担)	<u>行政</u> (1)事業の広報、啓発等推進 (2)事業実施委託契約締結、保険加入等の手続き (3)コーディネーター研修、交流会の実施 (4)実施に伴うサポート <u>学校</u> (1)児童・保護者・校区の協力者への窓口 (2)場所の提供 (3)緊急時の対応協力 <u>地域</u> (地域の協力者・保護者、NPO等による実施団体) (1)実施内容の計画・報告 (2)コーディネーター等スタッフを配置し校区に応じた活動を実施							
協働の効果	児童が異年齢や地域住民と交流することにより、学校や家庭だけではできない社会性を身につけることができる。 地域の協力者が主体となることで、地域の活性化につながる。							
課題	事業を実施するには、学校の場所の提供や保護者の参加、さらに、地域の協力者の人材確保が必要である。							

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	33			
事業名	黒髪山キャンプフィールド管理運営			
所管部課	部名	学校教育部	課名	青少年指導課

総合計画上の位置付け	1	章	人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり
	12	節	青少年の健全育成
	6	計画	青少年健全育成の拠点整備
関連計画等	—		

協働の相手	奈良市黒髪山キャンプフィールド運営協議会		協働の形態		指定管理				
実施の時期	通年		事業開始年度		平成12年度				
予算額	平成22年度	2,947 千円	事業の方向性		継続				
事業概要	自然環境の中での野外活動、レクリエーション等を通じて青少年の心身の健全な育成を図る。								
全体計画	設置目的を効果的に達成するため、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき指定管理者を選定し、施設の管理運営等を委託する。								
達成目標	目標	使用人数							
	目標値	年度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位:人	4,924	5,000	5,050	5,100	5,150	5,200
	達成の手段	施設や自主事業の広報を通じて施設の認知度を上げ、利用の促進、拡大を図る。							
協働の内容 (役割分担)	<u>行政</u> ・しみんだより及びホームページによる広報 <u>指定管理者</u> ・青少年のキャンプ活動その他の野外活動等の事業の実施 ・キャンプフィールドの使用承認及び使用制限 ・キャンプフィールドの施設及び附属設備等の維持管理等								
協働の効果	指定管理者の経験やノウハウを施設の管理運営等に活かすことで、市民に快適でよりよい施設の提供ができると同時に、市の経費削減にもつながることが期待できる。								
課題	広報等を通じて施設の認知度を上げ、利用促進、拡大を図っていくと同時に、ボランティアによる部分も多いスタッフの負担も鑑み、安定した指定管理料の確保も考慮しなくてはならない。								

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	34									
事業名	地域福祉活動の支援事業									
所管部課	部名	保健福祉部				課名	福祉総務課			
総合計画上の位置付け	2	章	福祉のまちづくり							
	1	節	地域福祉							
	2	計画	地域福祉活動の支援強化							
関連計画等	奈良市地域福祉計画の推進									
協働の相手	地区社会福祉協議会				協働の形態		事業協力			
実施の時期	通年				事業開始年度		平成16年度			
予算額	平成22年度		800 千円		事業の方向性			継続		
事業概要	地域住民の立場から地域特性にあった「地区福祉活動計画」を作成し、住民の福祉活動への理解や参加を促し、住みよい生活環境づくりを実現する。現在44地区社会福祉協議会があり、全地区が「地区福祉活動計画」を策定することで、安全安心の福祉のまちづくりをめざす。									
全体計画	住民の福祉に対する理解と地域福祉活動への参加を促進し、官民協働による福祉のまちづくりの推進を図る。そして、地区社会福祉協議会活動やさまざまな地域福祉活動の推進のために、住民自治に根ざした地域住民と行政の対等なパートナーシップのもと、連携・協働による福祉のまちづくりをめざす。									
達成目標	目標		地区福祉活動計画の策定地区数							
	目標値		年度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
			数値	単位:地区	19	27	30	36	44	44
達成の手段	住民の福祉活動参加促進への支援及びPRの強化									
協働の内容 (役割分担)	<u>行政</u> 奈良市社会福祉協議会に対して、各地区活動計画の策定がスムーズに進むための人材育成、拠点整備、ネットワークづくり、財源づくり、各種統計データの提供の支援を行う。 <u>奈良市社会福祉協議会</u> 地域住民のニーズを把握し、必要な支援を行政に求めあるいは提言する。									
協働の効果	行政と奈良市社会福祉協議会が協働することにより、地域福祉の推進に必要な仕組みを、市全体にわたって作っていくことができる。									
課題	奈良市社会福祉協議会に設置されている「奈良市地域福祉活動計画」の進捗管理委員会と、現在、第2次策定中である「奈良市地域福祉計画」と歩調を合わせ計画を推進していく必要がある。									

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	35		
事業名	めざせ地域デビュー		
所管部課	部名	保健福祉部	課名 長寿福祉課

総合計画上の位置付け	2	章	福祉のまちづくり
	1	節	地域福祉
	2	計画	地域福祉活動の支援強化
関連計画等			

協働の相手	NPO法人等			協働の形態		補助・助成			
実施の時期	年3回			事業開始年度		平成21年度			
予算額	平成22年度	420 千円		事業の方向性		継続			
事業概要	いままで仕事や家事に一生懸命だった「団塊の世代」「シニア世代」の方、これから定年退職を迎える方、すでに定年を迎え、「セカンド・ライフ」を過ごされている方にこれまでの経験を生かして地域で活躍していただくきっかけづくり及び人材育成を図る。								
全体計画	「めざせ地域デビュー」講座を年3回開講 第1回 退職世代の地域生活を考える 第2回 国際貢献とボランティア活動 第3回 活動事例を学ぶ								
達成目標	目標	地域活動する人材を確保するため受講者数の増を図る。							
	目標値	年度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位:人	35	50	60	70	80	90
達成の手段	しみんだより及びホームページに掲載、パンフレットを出張所、連絡所に配備、庁内ポスター掲示し、受講者増を図る。								
協働の内容 (役割分担)	<u>行政</u> ○会場手配 ○周知 ○費用負担 <u>NPO法人等</u> ○講師 ○活動の実例紹介 ○人材育成								
協働の効果	定年による退職や子どもが手を離れたことにより自由な時間が増えたシニア世代の方に、地域活動の意義ややりがい、NPOやボランティアの基礎的な知識、実践例を学んでもらうことにより、これまで経験されてきたことや豊富な知識を地域で生かしていただく。								
課題	講座に興味を持ってもらえるような広報が困難である。また、仕事関連の付き合いなどが中心の方に講座があること自体知ってもらい広報が困難であり、受講者増が難しい。								

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	36			
事業名	認知症サポーター養成講座			
所管部課	部名	保健福祉部	課名	介護福祉課

総合計画上の位置付け	2	章	福祉のまちづくり
	4	節	高齢者福祉
	2	計画	介護保険制度の円滑推進
関連計画等	奈良市老人福祉計画及び第4期介護保険事業計画		

協 働 の 相 手	奈良市キャラバンメイト		協 働 の 形 態		事業協力				
実 施 の 時 期	通年		事 業 開 始 年 度		平成20年度				
予 算 額	平成22年度	180 千円	事 業 の 方 向 性		継続				
事 業 概 要	国の認知症サポーター100万人キャラバン事業に基づき、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する認知症サポーターの養成や、その養成のための講師となるキャラバン・メイトの活動を支援する。								
全 体 計 画	住民組織、地域の生活関連企業・団体、学校関係者からの申請を受けて、キャラバン・メイトを派遣し、認知症になっても安心して暮らせるまちを市民の手により作っていくことをめざす。								
達 成 目 標	目 標	5ヶ年で約3, 000名の養成予定、その後継続して実施							
	目 標 値	年 度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位:人	1289	600	600	600	600	600
	達成の手段	しみんだより等により啓発するとともに、市主催で養成講座を実施する。							
協 働 の 内 容 (役 割 分 担)	<u>行政</u> (1) 市主催のサポーター養成講座の運営、住民・地域等から市が依頼を受けた講座を行う際のメイトの調整、メイト独自に実施する講座の管理 (2) キャラバン・メイトと協議し、講座開催の準備・運営の手助けを行う (3) キャラバン・メイトの居住地域や職種の種類などの分布を全体的にとらえて全市的な活動ができるよう調整する (4) 認知症サポーター養成講座の教材やオレンジリング、ビデオ等の管理 (5) 認知症サポーター養成講座開催計画表・サポーターグッズ申込書、認知症サポーター養成講座実施報告書を全国キャラバン・メイト連絡協議会に送付する <u>活動団体</u> (1) 認知症サポーター養成講座の開催								
協 働 の 効 果	キャラバン・メイトの活動を支援することにより、認知症になっても安心して暮らせるまちを市民の手により作っていく意識を根付かせることができる。								
課 題	派遣申請はあるものの、講義時間が約90分と長時間に及ぶため、敬遠されがちである。								

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	37							
事業名	視覚障がい者向け広報等発行事業							
所管部課	部名	保健福祉部	課名	障がい福祉課				
総合計画上の位置付け	2	章	福祉のまちづくり					
	5	節	障がい者・児福祉					
	5	計画	在宅生活の支援					
関連計画等	奈良市障がい者福祉基本計画							
協働の相手	ボランティア団体		協働の形態	補助・助成				
実施の時期	通年		事業開始年度	昭和57年度				
予算額	平成22年度	852 千円	事業の方向性	継続				
事業概要	視覚障がい者の内、希望者にしみんだよりなどの広報の点字版や録音版を製作し配布する。							
全体計画	市は点訳ボランティア及び録音ボランティアに総合福祉センターの1室と紙や録音テープ、機材を提供し、ボランティアは市の広報誌等の点字版、録音版を作成、希望する視覚障がい者に配布する。							
達成目標	目標	活動団体の育成						
	目標値	年度	H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位:	-	-	-	-	-
達成の手段	総合福祉センターの講座等を活用し、障がい者の地域生活を支援するボランティアを育成する。							
協働の内容 (役割分担)	<u>行政</u> (1) 紙、テープ等の消耗品の購入 (2) 点字版、録音テープ作成のための場所の提供 (3) 作成のための機材の貸し出し (4) 活動報酬を支給 <u>活動団体</u> (1) 点字版、録音テープ作成 (2) 希望者へ配布 (3) 新たなボランティアの募集							
協働の効果	行政からの情報を点字や音声により得ることで、視覚障がい者の社会生活の充実が見込まれる。							
課題	点字や録音には、技術や経験も必要なことから、ボランティアが集まりにくい。また、作成には多大な労力と時間を要するため、IT化等の技術革新が望まれる。							

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.		38									
事業名		奈良市食育推進会議									
所管部課		部名		保健所		課名		保健総務課			
総合計画上の位置付け		2	章		福祉のまちづくり						
		6	節		保健・医療・衛生						
		3	計画		健康危機管理体制の充実						
関連計画等		奈良市21健康づくり、奈良市次世代育成支援行動計画、奈良市男女共同参画計画									
協働の相手		ボランティア団体			協働の形態		事業協力				
実施の時期		通年			事業開始年度		平成20年度				
予算額		平成22年度		830 千円		事業の方向性		継続			
事業概要		奈良市食育推進会議で策定した奈良市食育推進計画に基づいて、市と住民ボランティア(奈良市食生活改善推進員協議会)が協働して食育を推進する。 ※食生活改善推進員協議会は奈良市食育推進会議の委員の一員									
全体計画		奈良市食育推進計画に基づいて、市と奈良市食生活改善推進員協議会の協働事業としての食育活動が広がることにより、食育推進計画の目標達成をめざす。									
達成目標		目 標		①食育に関心を持っている人の割合(20歳以上) ②食育を何らかの形で実践している人の割合(20歳以上) ③朝食をほぼ毎日食べる人の割合(20歳以上) ④朝食・昼食・夕食のいずれにも主食・主菜・副菜がそろっている人の割合(20歳以上)							
		目 標 値		年 度		H21 (実績)	H22	H23	H24 (計画推進 最終年度)	H25	H26
				数値	単位:%	①79.7 ②57.6 ③83.9 ④11.9	①79.7 ②57.6 ③83.9 ④11.9	—	①90以上 ②70以上 ③85以上 ④20以上	—	—
		達成の手段		食育関連情報が掲載されるように、食育ホームページの拡充。 食育推進会議委員を中心とした関係機関・団体などとのネットワークの構築に努める。							
協働の内容 (役割分担)		<u>行政</u> (1)食育推進会議(奈良市食生活改善推進員協議会が委員として構成)を開催 (2)食育推進会議委員を中心とした関係機関・団体などとのネットワークの構築 (3)食育についての啓発・広報の場を食生活改善推進員協議会に提供 (4)その他、食育行政の取り組みとして、当課を含む関係課により食育推進・普及・啓発を行う <u>ボランティア団体(奈良市食生活改善推進員協議会)</u> 地域での食育・食生活の改善を通じた健康づくり活動を行う。 (1)料理の伝達講習 (2)イベント等での食育情報発信 (3)その他、さまざまな機会									
協働の効果		食育は市民運動としての取り組みとなることが重要で、そのためには住民に身近な存在のボランティア団体である食生活改善推進員協議会と協働して推進することで、より目標達成に近づくと考える。									
課 題		奈良市食生活改善推進員協議会のメンバーが高齢化していること。また、協働事業を継続するためのモチベーションの維持が課題である。									

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	39			
事業名	20日ならウォーク			
所管部課	部名	奈良市保健所	課名	健康増進課

総合計画上の位置付け	2	章	福祉のまちづくり
	6	節	保健・医療・衛生
	5	計画	奈良市21健康づくりの推進
関連計画等	奈良市21健康づくり計画		

協 働 の 相 手	奈良市運動習慣づくり推進員協議会			協 働 の 形 態		共催				
実 施 の 時 期	毎月20日			事 業 開 始 年 度		平成18年度				
予 算 額	平成22年度	1,679 千円		事 業 の 方 向 性		継続				
事 業 概 要	運動習慣づくり推進員との協働で、毎月20日に市内をウォーキングする。効果的なウォーキング方法の啓発と運動習慣の定着を支援し、生活習慣病予防につなげる。									
全 体 計 画	毎月20日を「20日ならウォークの日」と制定しウォーキングを始めるきっかけづくりや、ウォーキングが習慣化できる環境を作る。 ウォーキングマップを発行し、歩く環境を整える。 運動習慣づくり推進員養成講座を開催し、新しい推進員を養成し、ボランティアの自主性が発揮できる支援体制を作る									
達 成 目 標	目 標		運動習慣づくり推進員の自主的な運営							
	目 標 値		年 度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
			数値	単位:	—	—	—	—	—	—
	達成の手段		運動習慣づくり推進員の養成と支援を行い、環境や体制づくりを行う。							
協 働 の 内 容 (役 割 分 担)	<u>行政</u> ○ 企画調整をおこなう。 ○ 市民への広報 ○ 参加者の申込、受付事務 ○ 参加者の保険加入 <u>運動習慣づくり推進員</u> ○ コース設定など企画段階から協議し、決定する。 ○ 20日ならウォーク当日の参加者への、オリエンテーション・事前・事後のストレッチ体操・コース先導を行う。									
協 働 の 効 果	中高年自身の意見が企画に反映される。 運動習慣づくり推進員が中心となって実施することで、啓発効果が期待でき、その姿を見て、市民が自ら健康づくりに関心を持ち、取り組んでもらえる。									
課 題	現在の実施体制では、行政にしかできない役割(広報・申込受付等)があり、運動習慣づくり推進員だけで実施できる形態を模索中である。									

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	40
事業名	食生活改善地区組織活動推進事業
所管部課	部名 奈良市保健所 課名 健康増進課

総合計画上の位置付け	2	章	福祉のまちづくり
	6	節	保健・医療・衛生
	5	計画	奈良市21健康づくりの推進
関連計画等	奈良市21健康づくり計画		

協 働 の 相 手	奈良市食生活改善推進員協議会			協 働 の 形 態		委託				
実 施 の 時 期	通年			事 業 開 始 年 度		平成5年度				
予 算 額	平成22年度	340 千円		事 業 の 方 向 性		継続				
事 業 概 要	食生活改善推進員が地域の身近な場所で健康づくりの講義や調理実習を行うことで食を通じた健康づくりを推進する。									
全 体 計 画	市民が適切な食習慣をもち、その継続を支援する人材として、食生活改善推進員の人材育成と活動を支援する。 ・地域活動の展開について食生活改善推進員が主体的に取り組むために、活動を検討する場を設定する。 ・食生活改善推進員新規入会者の数を増やすため、養成講座を共催する。 ・食生活改善推進員活動の認知度を上げるため、活動の啓発をあらゆる場で実施する。									
達 成 目 標	目 標		①年度中の開催回数 ②1回当たりの参加者数の増加							
	目 標 値		年 度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
			数 値	①単位:回	60	60	62	62	64	64
				②単位:人	15	18	20	23	25	25
	達成の手段		食生活改善推進員養成講座を開催し、会員を育成する。活動を展開するために企画検討を行なう。							
協 働 の 内 容 (役 割 分 担)	<u>行政</u> ○ 伝達内容の企画と調整 ○ 研修会による食生活改善推進員の質の向上 ○ 養成講座の開催による食生活改善推進員の育成 ○ 食生活改善推進員活動の市民への啓発支援(ホームページ等) <u>食生活改善推進員</u> ○ 伝達活動の企画と実施									
協 働 の 効 果	食生活改善推進員による主体的な健康づくり講座が実施できている。 また、食生活改善推進員による活動は市民同士の伝達となるため、健康情報が具体的であり、生活に取り入れやすい。なおかつ、伝達講習の場に限らず、常に身近な生活場面で健康情報を伝えることができている。									
課 題	調理実習を手段とした活動が主な普及活動となっているため、活動の広がりに限界がある。そのため、その他の活動手段を検討する必要がある。また、食生活改善推進員の認知度をあげるために、広く市民の活動をPRする取り組みが必要である。									

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	41							
事業名	医療相談事業「春うらら会～神経難病患者・家族の集い」							
所管部課	部名	保健所	課名	保健予防課				
総合計画上の位置付け	2	章	福祉のまちづくり					
	6	節	保健・医療・衛生					
	6	計画	疾病対策の充実					
関連計画等								
協働の相手	奈良市難病ボランティア「コパン」		協働の形態	事業協力				
実施の時期	年12回		事業開始年度	H16年度				
予算額	平成22年度	0千円	事業の方向性	継続				
事業概要	難病患者・家族が情報を交換し、仲間作りをすることで意欲的な療養生活が送れるよう、ボランティアと協働による集いの場を実施する。							
全体計画	当事者や家族の集う場を設け、お互いに支えあっていくことにより主体的な療養生活・闘病意欲・介護意欲が向上することを図るとともに、当事者自ら楽しみや生きがいを見つけ、生活意欲と生活の質の向上を図る。ボランティアには事前調整をした上で、年11回の会の運営に協力を得たり、年1回の講演会における参加者の誘導や介助等の協力を得る。							
達成目標	目標	継続的に難病患者の意欲的な療養生活を支援する。						
	目標値	年度	H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位:	-	-	-	-	-
	達成の手段	常時、うらら会の方向性をボランティアや患者・家族と協議しながら運営する。						
協働の内容 (役割分担)	<u>行政・活動団体</u> (1) 難病患者や家族及び市民に対し、春うらら会の周知を行う。 (2) ピアカウンセリング効果をひきだすための雰囲気づくりをする。 (3) 市民に対し、難病ボランティアグループの周知をおこない、ボランティア希望者の発掘を行う。 <u>行政</u> (1) 春うらら会を計画・実施・評価する。(実施起案作成、開催会場確保、ミーティングの実施等。) (2) 会の運営やめざすべき方向性に対し、ボランティアや患者・家族と協議し、出された意見を集約し提示する。 (3) 介護保険や自立支援制度など福祉制度の説明や制度の課題などの情報提供をし、患者等に対して療養相談を行う。 <u>活動団体</u> (1) 春うらら会を計画・実施・評価する。(ボランティアとして参加するなかで、感じたことや考えを提案する。) (2) 会の中で、レクリエーションを実施する。							
協働の効果	難病患者が地域でいきいきと生活するためには、地域住民の理解と協力が不可欠である。そのためには難病患者の集いを行政だけで実施するのではなく、ボランティアと協働することで、患者は身近な仲間という関係ができ、ボランティアは患者との相互理解を深めることができる。そして、会を通じて対等なパートナーシップが構築されて、ひいてはボランティアの地域住民への関わりにより、ノーマライゼーション思想の普及啓発に繋がる。							
課題	- 個人情報の関係で、患者に関してボランティアと情報共有をする範囲に制約がある。 - 患者が会に参加するにあたって送迎は家族にまかされている。そのため、状況によって参加が難しい場合がある。							

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	42									
事業名	人と動物がともに暮らせるまちづくり事業									
所管部課	部名	保健所				課名	生活衛生課			
総合計画上の位置付け	2	章	福祉のまちづくり							
	6	節	保健・医療・衛生							
	11	計画	人と動物がともに暮らせるまちづくりの推進							
関連計画等										
協働の相手	自治会				協働の形態			事業協力		
実施の時期	通年				事業開始年度			平成23年度		
予算額	平成22年度		0 千円		事業の方向性			新設		
事業概要	各自治会と連携を持つ中で、動物の適切な飼い方に関するポスターの配布活動を展開する。その上で、地域内での動物にかかわる迷惑行為防止の取り組みについて、意見交換できる場を設けていく。									
全体計画	奈良市自治連合会を通して各自治会と連携を持ち、それぞれの動物にかかわる悩みや問題点を整理する中で、奈良市作成の適切な動物の飼い方に関するポスターの配布活動に協力を求める。その上で、各種迷惑行為防止の取組みについて検討する場を設け、有効な取組みについては奈良市全体に情報発信するなど、人と動物がともに暮らせるまちづくりを推進する取組みを自治会と協働で構築する。									
達成目標	目標		ポスター掲示枚数							
	目標値		年度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
			数値	単位：枚	0	—	200	300	400	500
達成の手段	各自治会への定期的な協力依頼としみんだより・ホームページによる広報活動を継続して行う。									
協働の内容 (役割分担)	<u>行政</u> (1) 奈良市自治連合会及び各自治会との連携 (2) ポスターの作成と配布 (3) 各地域の取組みに係る情報収集と紹介 (4) しみんだより・ホームページによる継続的な広報活動									
	<u>自治会</u> (1) ポスターの掲示 (2) 動物の適切な飼い方に対する意識を高め、迷惑行為を防止する取組みの検討と強化									
協働の効果	市と自治会がともに動物にかかわる迷惑行為防止等の取組みを行うことにより、「動物の適切な飼い方」に対する意識を高め、人と動物がともに暮らせるまちづくりの推進が図られる。 又、上記取組みを継続して展開することにより、将来的にはしつけ教室の開催や動物愛護推進員の養成など活動の裾野を広げることができる。									
課題	・ポスターの掲示だけでなく、更なる取組みの模索が必要である。 ・意見交換の場をどのような規模・形態で設けるか検討する必要がある。 ・有効な手立てについて情報交換の場を設ける必要がある。									

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	43			
事業名	奈良市地球温暖化対策地域協議会			
所管部課	部名	企画部	課名	環境政策課

総合計画上の位置付け	3	章	環境保全と安心・快適なまちづくり
	1	節	環境保全
	1	計画	環境保全行動の推進
関連計画等	地球温暖化対策の推進に関する法律第26条第1項		

協 働 の 相 手	奈良市地球温暖化対策地域協議会			協 働 の 形 態		実行委員会・協議会				
実 施 の 時 期	通年			事 業 開 始 年 度		平成21年度				
予 算 額	平成22年度		450 千円		事 業 の 方 向 性		継 続			
事 業 概 要	市民(個人・団体)、NPO、事業者、学識経験者、行政などが対等な立場で和をもって協議を行い、パートナーシップにより地球温暖化対策等の活動を推進し、環境(エコロジー)も経済(エコノミー)も持続可能な社会をめざす。									
全 体 計 画	地方公共団体、環境NPO、市民団体、事業者、学生等の各界各層が構成員となり、連携して、日常生活で出来る温室効果ガスの排出抑制に向けての取り組みについて協議し、具体的な対策(リデュース・リユース・リサイクルの3R推進や環境家計簿等の省エネ推進、環境出前講座などの環境教育)を実践する。									
達 成 目 標	目 標		京都議定書における温室効果ガス削減目標のうち民生部門における温室効果ガスの排出量を削減すること							
	目 標 値		年 度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
			数値	単位:	—	—	—	—	—	—
	達成の手段		広報活動や環境講座の実施等							
協 働 の 内 容 (役 割 分 担)	<u>行政</u> 協議会の一会員として、協議会会員(平成22年4月会員数 個人会員41名 団体会員21団体)と協力しながら広報や啓発活動等を行う。 <u>協議会会員</u> 市民家庭に対して、地球温暖化対策としての温室効果ガスの削減に向けた啓発活動や環境講座等をそれぞれの立場から行う。									
協 働 の 効 果	地球温暖化対策を実施するにあたって、市民と行政が連携することで、よりきめ細かく市民生活に密着した対策がとれる。									
課 題	それぞれの構成員が、それぞれの立場からいかに協力して事業を展開するかが課題である。									

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.		44									
事業名		市民啓発イベント事業「環境フェスティバル」									
所管部課		部名	環境清美部		課名	企画総務課					
総合計画上の位置付け	3	章	環境保全と安心・快適なまちづくり								
	2	節	環境清美								
	2	計画	ごみ減量とリサイクル運動の促進								
関連計画等		奈良市一般廃棄物処理基本計画（H18年3月策定） 基本方向1:ごみの発生・排出を減らす 基本方向2:市民・事業者の力で資源の循環を生み出す 平成21年度奈良市一般廃棄物処理計画 ③処理計画（1）ごみ処理の実施計画									
協働の相手		市民・ごみ懇談会・奈良市手をつなぐ親の会			協働の形態		共催				
実施の時期		通年			事業開始年度		平成6年度				
予算額		平成22年度		302 千円		事業の方向性		継続			
事業概要		廃棄物に関する問題意識の高揚とごみ減量・リサイクル促進の必要性を訴えるため、啓発活動の一環として開催する。									
全体計画		パネルによるごみ減量・リサイクルの広報、小中学生を対象に募集を行ったリサイクルポスターへの表彰、市民の出店によるフリーマーケット、リサイクル肥料の無料配布や福祉団体によるリサイクル家具の販売等を行うことによりごみ減量・リサイクルについて啓発を行う。									
達成目標		目標		環境フェスティバルへの参加者数の増加							
		目標値		年度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
				数値	単位:人	3,000	3,100	3,200	3,300	3,400	3,500
		達成の手段		ホームページ・広報紙等により市民参加の継続的増加を図る。							
協働の内容 (役割分担)		<u>行政</u> ・会場の設営、準備 ・イベントの運営 <u>活動団体</u> (市民) ・フリーマーケット出店 (ごみ懇談会) ・イベント当日の参加・運営手伝い (奈良市手をつなぐ親の会) ・リサイクル品等の販売									
協働の効果		環境フェスティバルの共同開催を通じて、「ものを大切にする意識の高揚」を培い、3R活動(リデュース・リユース・リサイクル)を進め、ごみ減量化の啓発を行う。 更にごみ減量化の推進は、将来的には、経費の削減と「きれいな街に住みたい」という本市への郷土愛着意識につながる。									
課題		同フェスティバルにより、ごみ減量化等への意識が向上出来たかどうか把握しづらい。									

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	45							
事業名	クリーンセンター建設計画策定事業							
所管部課	部名	環境清美部			課名	施設課		
総合計画上の位置付け	3	章	環境保全と安心・快適なまちづくり					
	2	節	環境清美					
	5	計画	中間処理施設の整備					
関連計画等								
協働の相手	市民から公募した者、自治連合会の代表者、学識経験を有する者等			協働の形態		実行委員会・協議会		
実施の時期	通年			事業開始年度		平成17年度		
予算額	平成22年度	16,000 千円		事業の方向性		継続		
事業概要	市民のより良い生活環境の形成をめざし、計画的かつ効率的にクリーンセンターの建設を推進する。							
全体計画	学識経験者、自治連合会の代表、市民から公募した者等が参画した「奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会」において、移転建設計画(用地の選定を含む。)の諸事項について協議・検討いただきながら、奈良市として循環型社会の形成を図る施設の建設をめざし、クリーンセンター建設計画の策定を進めて行く。							
達成目標	目標	クリーンセンターの建設を完了し、施設稼働をめざす。						
	目標値	年度	H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位:	—	—	—	—	—
達成の手段	現在4箇所ある候補地をさらに絞り込み、地元住民と十分な協議、調整を行い環境にやさしく、地域の発展に貢献できる施設の建設をめざす。							
協働の内容 (役割分担)	<u>行政</u> ・策定委員会における資料作成、議事の記録等、庶務全般の事務に関すること。 ・策定委員会に対する提案資料の作成に関すること。 ・クリーンセンター建設に関する情報収集等に関すること。 <u>策定委員会</u> ・クリーンセンター建設計画の策定に関すること。 ・クリーンセンター建設計画に係る用地の選定及び事業手法の検討に関すること。 ・ごみ焼却施設の移転までの間における当該施設の設備及び焼却方法の変更等に関すること。							
協働の効果	市民等との協働により多面的な考えを反映することが可能となり、地域の活性化に寄与すると共に、地域住民の理解と協力が得やすくなる。							
課題	クリーンセンター建設候補地の住民の方々及び土地所有者との合意形成については困難が予想される。							

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	46								
事業名	(仮称)「環境啓発活動サポーター」事業								
所管部課	部名	企画部	課名	産業廃棄物対策課					
総合計画上の位置付け	3	章	環境保全と安心・快適なまちづくり						
	2	節	環境清美						
	7	計画	産業廃棄物の適正処理の確保						
関連計画等									
協働の相手	市民ボランティア		協働の形態	事業協力					
実施の時期	通年		事業開始年度	平成22年度					
予算額	平成22年度	－ 千円	事業の方向性	新設					
事業概要	市民ボランティアによる、環境に関する街頭啓発(路上喫煙禁止、ポイ捨て禁止、アイドリングストップ、不法投棄禁止等)を通じて、自身や地域の環境意識の向上を図る。								
全体計画	市民ボランティアを募り、市が作成した啓発物を街頭等で配布する。								
達成目標	目標	市民ボランティアの増							
	目標値	年度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位:人	0	10	15	20	25	30
	達成の手段	ホームページ等の充実をはかり、継続的に増加を図る。							
協働の内容 (役割分担)	1 行政 ① 市民ボランティアの募集 ② 啓発物の作成 2 事業者によるネットワーク ① 街頭等による啓発物の配布								
協働の効果	市民ボランティアが啓発活動を行うことで、「自分たちのまちの環境は自分たちで守る」という意識が芽生え、地域コミュニティの再生につながる。市の支援を最小限に留めることで、ボランティア意識の醸成や、将来的には市の経費削減にもつながることが期待できる。								
課題	環境政策課、交通政策課、環境清美部等、各所管課と綿密に連携しなければならない。また、市の支援は最低限にとどめ、ボランティア精神の退化にならないようにする必要がある。								

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	47		
事業名	アダプトプログラム推進事業「さわやかクリーン奈良」		
所管部課	部名	市民活動部	課名 市民活動推進課 (関係課:管財課、公園緑地課、土木管理課、道路維持課、河川課他)

総合計画上の位置付け	3	章	環境保全と安心・快適なまちづくり
	2	節	環境清美
	10	計画	環境美化活動の推進
関連計画等			

協 働 の 相 手	自治会・ボランティア団体・事業者等		協 働 の 形 態	事業協力					
実 施 の 時 期	通年		事 業 開 始 年 度	平成20年度					
予 算 額	平成22年度	2,600 千円	事 業 の 方 向 性	継続					
事 業 概 要	市民の方々による身近な道路、河川、公園等の公共施設の美化活動を通して地域コミュニティの再生を図る。								
全 体 計 画	自治会・ボランティア団体・事業者等から美化ボランティアを募り、各団体は活動人数、活動内容、活動区域などを決めて参加申込書を提出する。市はその内容を審査し、適当と認めた場合は団体と合意書を締結し、その美化活動を支援する。								
達 成 目 標	目 標	活動団体数の増							
	目 標 値	年 度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位:団体	48	43	50	57	63	69
	達成の手段	事業を周知するためのホームページの充実、アダプトだよりの配付等により、継続的に増加を図る。							
協 働 の 内 容 (役 割 分 担)	<u>行政</u> ・清掃用具の支給 ・市民総合賠償補償保険の適用 ・ごみの回収 ・サインボードの設置 <u>活動団体(自治会・ボランティア団体・事業者等)</u> ・空き缶、吸い殻等の散乱ごみの収集及び除草 ・花の植栽及び花壇の手入れ ・公共施設の損傷、不法投棄等の情報の提供 ・その他事業の目的の達成のために必要な美化活動								
協 働 の 効 果	市の道路・河川・公園等の美化を市民の方々に担っていただくことで、「自分たちのまちは自分たちできれいにしよう」という意識が芽生え、地域コミュニティの再生につながる。市の支援は最小限に留めることで、ボランティア意識の醸成や、将来的には市の経費削減にもつながることが期待できる。								
課 題	活動場所や活動内容について、道路、公園、河川等の各所管課と綿密に連携しなければならない。								

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	48								
事業名	佐保川清掃								
所管部課	部名	環境清美部			課名	まち美化推進課			
総合計画上の位置付け	3	章	環境保全と安心・快適なまちづくり						
	2	節	環境清美						
	10	計画	環境美化活動の推進						
関連計画等									
協働の相手	佐保川清掃対策委員会			協働の形態		事業協力			
実施の時期	春			事業開始年度		—			
予算額	平成22年度	— 千円		事業の方向性		継続			
事業概要	地域住民の方々のボランティア活動により佐保川の美化活動を行う。								
全体計画	自治会・消防団・PTA・学生が参加して、清掃活動を行う。県・市は、ごみの収集・運搬・処分を行う。								
達成目標	目標	美化活動への参加人数							
	目標値	年度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位:人	200	200	200	200	200	200
	達成の手段	地域住民・県・市協働により、美化活動を行う。							
協働の内容 (役割分担)	<u>行政</u> ごみの収集・運搬・処理 <u>活動団体</u> 地域住民・県・市協働により、美化活動を行う。佐保地区自治連合会より各自治会を通じて住民に参加を呼び掛けている。								
協働の効果	自分たちの暮らす地域での美化活動で、ボランティア意識が向上し、また、共に清掃作業をすることで、住民間のふれあいも深まる。								
課題	年々参加人数が減少しており、自治会等地域活動において啓発を進めていくことが、今後の課題である。								

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	49							
事業名	都市計画道路整備事業(三条線)							
所管部課	部名	建設部	課名 街路課					
総合計画上の位置付け	3	章	環境保全と安心・快適なまちづくり					
	6	節	道路					
	2	計画	都市計画道路の整備促進					
関連計画等	奈良市都市計画マスタープラン地域別構想 地域Ⅱ・奈良市景観計画							
協働の相手	まちづくり協議会		協働の形態 実行委員会・協議会					
実施の時期	平成18年度～平成23年度		事業開始年度 平成19年度					
予算額	平成22年度	378,000 千円	事業の方向性 継続					
事業概要	主要駅と観光地を結ぶ観光都市奈良市のメインストリートである三条線を整備することにより、商業の活性化と都市空間の良好な環境整備を図り、JR奈良駅と周辺市街地を結ぶ歩行者交通環境を改善して、周辺市街地への人の流れを増やし、沿道商店街の賑わいを再生する。							
全体計画	奈良市都市計画マスタープランの中で、都心の骨格をつくる都市軸として位置づけられている「三条線」をシンボルロードとして整備するにあたり、周辺住民によるまちづくり協議会を設置し検討を行い、市が計画書を策定した。具体的な事業は、協議会が主体となり、行政と協働し実施していく。							
達成目標	目標	整備事業の進捗度						
	目標値	年度	H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位: 工事延長m	0	286	100	97	-
達成の手段	まちづくり協議会との定期的な協議会の開催							
協働の内容 (役割分担)	<u>行政</u> (1)まちづくり協議会から提出された要望を検討する。 (2)実施については、協議会と連携をとり事業計画を策定する。 (3)実施にあたっては、協議会及び地元住民へ説明と協力を要請する。 <u>まちづくり協議会</u> (1)各町内よりの要望を集約し取りまとめて市に提案する。 (2)整備計画について市から意見を求められたときは、各自治会と調整を図る。 (3)事業推進のために地元住民への説明会開催と協力要請をする。							
協働の効果	街路事業に伴う用地買収は、地元住民の理解と協力が不可欠である。このため事業計画から地元住民の積極的な参画を願い、住民のための道路であるという意識をもってもらう。また整備後についても地元商店街で積極的な活用を行い、計画的に事業を進め早期に完成させることにより経費の削減にもつながる。							
課題	まちづくり協議会の活発な活動が必要であり、すべての権利者の意識高揚が求められる。 商店街の地権者とテナントの意見の集約に苦慮している。 路上施設等の維持管理については、協議会にも積極的に参加してもらう必要がある。							

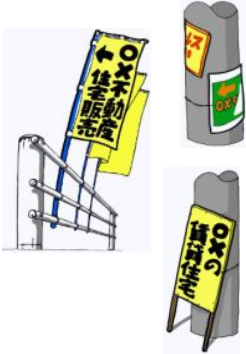
奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	50								
事業名	(仮称)放置自転車ゼロ商店街計画								
所管部課	部名	企画部			課名	交通政策課			
総合計画上の位置付け	3	章	環境保全と安心・快適なまちづくり						
	7	節	交通安全						
	5	計画	放置自転車対策						
関連計画等									
協働の相手	地元商店街			協働の形態		事業協力			
実施の時期	通年			事業開始年度		平成23年度			
予算額	平成22年度	— 千円		事業の方向性		新設			
事業概要	商店街の方々の協力を得て、商店街に放置されている自転車等の一掃をめざし、啓発活動を実施してもらう。								
全体計画	自転車等放置禁止区域内の各商店街において、通勤時間帯に自転車等が放置されやすい場所において、啓発・巡視活動を行うとともに、放置された自転車等がある場合は、市と連携して移動させる。								
達成目標	目標	商店街における放置自転車ゼロ							
	目標値	年度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位:台	4,471	4,300	2,300	1,300	1,000	800
	達成の手段	地道な巡回・啓発活動							
協働の内容 (役割分担)	<u>行政</u> (1)啓発・指導用物品の支給 (2)放置自転車の移動 (3)放置自転車に係る情報提供 <u>活動団体(地元商店街)</u> (1)啓発・巡回活動 (2)放置自転車の移動要請								
協働の効果	駅前の自転車等放置禁止区域内にある商店街の道路から、放置自転車を一掃させることにより、歩行者の安全を確保するとともに、商店街の活性化・まちの美観の維持向上に寄与できる。								
課題	各商店街の協力が必要であり、事業の継続性が求められるとともに、行政も通報があり次第自転車等を移動させられる体制が必要となる。自転車等放置禁止区域以外のは移動対象外であったり、商店街の放置自転車は商店利用客の自転車も多いと思われるので、トラブルや苦情の原因にならないよう各商店街に趣旨を十分理解していただく必要がある。								

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	51							
事業名	まちかど景観発掘隊							
所管部課	部名	都市整備部	課名 景観課					
総合計画上の位置付け	3	章	環境保全と安心・快適なまちづくり					
	9	節	景観・自然環境					
	4	計画	歴史的町並みの保全					
関連計画等	景観計画(H22.4.1施行)							
協働の相手	自治会・ボランティア団体		協働の形態	市民公募／情報提供・情報交換				
実施の時期	通年		事業開始年度	平成22年度				
予算額	平成22年度	200 千円	事業の方向性	新設				
事業概要	私たちの住む街角にある、ちょっとした素晴らしい景観や心温まるような風景など、街歩きを通じ、発掘、紹介していただく。							
全体計画	自治会やボランティアからまちかど景観発掘隊を募り、各団体は自ら街歩き計画を立て、街歩きを通じて健康を得るとともに素晴らしい景観情報を市に提供していただきます。市はこれをホームページ掲載や、情報誌掲載また、シンポジウムでの発表などにつなげます。							
達成目標	目標	活動団体数の増						
	目標値	年度	H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位: 団体	－	5	10	15	20
達成の手段	ホームページ、しみんだよりへの掲載や自治連合会への依頼等により、継続的に増加を図る。							
協働の内容 (役割分担)	 ボランティア 行政 景観資源 資源蓄積 情報発信 シンポジウム タウンウォッチング ワークショップ 美しい街づくり 発掘							
協働の効果	わが街のちょっとした素晴らしい景観を探し、発掘していただくことを通じ、古都奈良の美しい景観を守る意識を高めていただきます。皆さんで活動することで地域コミュニティの再生にもつながる。							
課題								

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	52							
事業名	違反広告物を出さない街づくり推進団体							
所管部課	部名	都市整備部	課名	景観課				
総合計画上の位置付け	3	章	環境保全と安心・快適なまちづくり					
	9	節	景観・自然環境					
	5	計画	屋外広告物等の規制と誘導					
関連計画等								
協働の相手	自治会・2名以上のボランティア団体		協働の形態	市民公募				
実施の時期	通年		事業開始年度	平成16年度				
予算額	平成22年度	263 千円	事業の方向性	継続				
事業概要	古都奈良にふさわしい景観となるよう、道路などに掲出された違法な簡易広告物を市民の方々に除却していただき、その活動を通じて地域の景観を守る意識を高めていただく。							
全体計画	自治会や2名以上のボランティアから違反広告物追放推進員を募り、各団体は自ら活動計画を立て、活動後、除却場所や数量を報告。市はその除却物の公示後処分を行う。							
達成目標	目標	活動団体数の増						
	目標値	年度	H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位: 団体	22	30	35	40	45
達成の手段	ホームページ、しみんだよりへの掲載や自治連合会への依頼等により、継続的に増加を図る。							
協働の内容 (役割分担)	 除却   美しい街づくり							
協働の効果	古都奈良の美しい景観を守るため、駅前や路上に掲出されるのぼり、貼り紙、立て看板などをボランティアに除却していただくことで、私たちの住む美しい街を守り、育てていく意識が向上され、皆さんで活動することで地域コミュニティの再生にもつながる。							
課題	これまでの取組みにより、違法な広告物の掲出は、減少傾向にある。このため、参加団体が減少してきており、景観意識の高い団体の加入を促進する必要がある。							

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	53							
事業名	グリーンサポート制度							
所管部課	部名	都市整備部	課名	公園緑地課				
総合計画上の位置付け	3	章	環境保全と安全・快適なまちづくり					
	10	節	公園・緑地					
	3	計画	都市公園の管理・運営の多様化					
関連計画等								
協働の相手	自治会		協働の形態	事業協力				
実施の時期	通年		事業開始年度	平成20年度				
予算額	平成22年度	11,900 千円	事業の方向性	拡大				
事業概要	市民が公園を快適かつ安全に利用できるようにするとともに、市民の自主的な活動の推進を図る。							
全体計画	市が管理している街区公園並びに児童遊園及びちびっこ広場を地元自治会に活動参加を募り、活動従事者名簿、活動計画書を添えてグリーンサポート登録申請書を提出する。市はその内容を審査し、適当と認めたときは、登録通知書を交付し、協定書を締結し、その活動を支援する。							
達成目標	目標	活動団体の増						
	目標値	年度	H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位:団体	53	65	75	85	100
達成の手段	ホームページの充実、グリーンサポートだよりの配布、しみんだよりへの掲載等により、継続的に増加を図る。							
協働の内容 (役割分担)	<u>行政</u> (1)報奨金の交付 (2)管理道具料及び収納する物置代の支給(新規登録初年度のみ) (3)ボランティア活動保険への加入 (4)ゴミの回収 <u>活動団体</u> (1)月1回以上の公園清掃 (2)年2回以上の除草 (3)年1回以上の低木のせん定 (4)公園内にある施設の点検							
協働の効果	グリーンサポート制度により公園等の管理を担っていただくことで、「自分たちのまちは自分たちできれいにしよう」という意識が芽生え、地域コミュニティの再生につながる。市の支援は最小限に留めることで、ボランティア意識の醸成や、将来的には市の経費削減にもつながることが期待できる。							
課題	都市公園には大規模なものもあり、市民参画には負担が大きすぎるため、このような公園をどのように市民参画していただくかが今後の課題である。また、公園ボランティアでの活動と重複するためその調整が課題である。							

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	54							
事業名	住まいの耐震化のすすめ							
所管部課	部名	都市整備部	課名	建築指導課				
総合計画上の位置付け	3	章	環境保全と安心・快適なまちづくり					
	15	節	防災・消防					
	1	計画	災害に強い都市基盤の整備					
関連計画等	奈良市耐震改修促進計画							
協働の相手	NPO法人		協働の形態		後援			
実施の時期	申し出により随時		事業開始年度		平成22年度			
予算額	平成22年度	0千円	事業の方向性		新設			
事業概要	阪神・淡路大震災を教訓に、今後奈良市を襲うと予想される巨大地震に備え、建築物の安全性について適正な知識・情報を市民に提供するとともに、建築物の損傷・倒半壊を未然に防止するための耐震改修工事等、耐震対策の必要性を伝える。							
全体計画	NPO法人との後援で、耐震に関する相談会、講師による震災や耐震工事に関する講演、奈良市が行っている耐震診断及び耐震改修工事補助事業の説明などを内容とした講演会を開催する。							
達成目標	目標	講演会開催回数						
	目標値	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位:回		—	1	—	1
達成の手段	しみんだより・自治会への案内等で広報する。							
協働の内容 (役割分担)	<u>行政</u> (1)しみんだよりへの掲載 (2)ポスター・チラシ等の掲示・配布 (3)自治会への案内 <u>NPO法人</u> (1)企画・運営 (2)ポスター・チラシ等の作成 (3)当日の準備・運営							
協働の効果	講演会を実施し、建築物の安全性について適正な知識・情報を市民に提供することにより、改めて耐震化の必要性を理解してもらう。							
課題	奈良県が行っている”耐震診断・改修に関する講演会”と内容が重複するところがあるが、毎年場所を変えて行われているので、奈良市内の会場で行われる場合は取りやめるなどの対策を講じる。							

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	55							
事業名	自主防災防犯組織活動交付金							
所管部課	部名	市民生活部	課名	市民安全課				
総合計画上の位置付け	3	章	環境保全と安心・快適なまちづくり					
	15	節	防災・消防					
	5	計画	防災意識の高揚					
関連計画等								
協働の相手	市民、自治会		協働の形態	補助・助成				
実施の時期	通年		事業開始年度	平成18年度				
予算額	平成22年度	18,500 千円	事業の方向性	継続				
事業概要	自主的な防災体制の充実を図るため、自主防災組織の活動に関する事業に要する経費、防災訓練の経費や、研修会、講習会、防災防犯備品の購入についての交付金を交付する。							
全体計画	地球環境の変化にともない、災害も多様化、大規模化していく傾向にある。このような状況のなか、本市においても、過去に大きな地震の記録や風水害もあり、多くの災害の教訓に学び、災害から市民の生命と財産を守り、被害の軽減を図るため、各地域における減災に防災活動の体制を強化していくとともに災害の未然防止対策に取り組み安全な避難体制、救急救助体制を確立する。							
達成目標	目標	防災マップの作成率						
	目標値	年度	H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位: %	35	50	60	70	80
達成の手段	広報活動や防災講演会、防災訓練等の啓発活動、地域での防災マップの作成等を推進する。							
協働の内容 (役割分担)	自助(個人) 自分の命、自分の家族の命を守る 「自らの安全は、自らが守る」 共助(自治会) 自分たちのまちを自分たちで守るために地域防災力を高める 「近隣のみなさんと協力して地域を守る」 公助(市県国等) 市を始め、警察・消防・県・国といった行政機関、ライフライン各社を始めとする公共企業、こうした機関の応急対策活動。災害発生からできるだけ早く、すべての能力を応急対策活動にあてられるよう、備えている。 このようなことから、さまざまな事態を想定して、各地域で消火や避難誘導、応急処置などの訓練を行政とともに実施して、実践的な災害対応力を日頃から養っている。また防災マップの作成の講習会を数年前から実施しており、地域と行政と一体となり危険個所の確認や避難場所への避難経路のチェックを行い地域内の防災マップ作成を実施している。							
協働の効果	自助、共助、公助それぞれの役割を示し、それらが互いに連携し協働することにより、市民と行政が一体となって地域防災力を高められる。							
課題	災害時要援護者支援活動として、災害時要援護者名簿の情報管理と自ら避難することにより支障のある者への支援活動を具体化することにより、自然災害その他の災害が発生した場合に避難支援と安否確認を迅速かつ的確に行うことができる。この支援活動体制を確立していくためにも、名簿の共有、個人情報名簿の管理等について、大きな課題がある。							

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	56							
事業名	消防団協力事業所表示制度							
所管部課	部名	消防局	課名	総務課				
総合計画上の位置付け	3	章	環境保全と安心・快適なまちづくり					
	15	節	防災・消防					
	5	計画	防災意識の高揚					
関連計画等								
協働の相手	事業所等		協働の形態	後援				
実施の時期	4月		事業開始年度	平成25年度				
予算額	平成22年度	0千円	事業の方向性	新設				
事業概要	奈良市消防団員が勤務する市内の事業所等において、消防団活動について積極的に配慮している事業所及び災害対応に関する知識・技術・資機材等の提供を、消防団員と協力して行なっている事業所等に対して、「消防団協力事業所表示制度」を導入する。							
全体計画	奈良市消防団員が勤務する事業所等から協力事業所を募り、適切であると認められる事業所を認定しその旨を表示することにより、火災等の災害時における消防団活動の更なる充実及び効率化を図る。							
達成目標	目標	消防団協力事業所の新設						
	目標値	年度	H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	認定回数	0	0	0	0	1
	達成の手段	ホームページ等の広報媒体を活用し募集する。						
協働の内容 (役割分担)	<u>行政</u> 平成19年度に消防団活性化対策等検討委員会を設置し、20年4月、消防団員、女性防災クラブ経験者、市外在住の奈良市勤務者の女性、消防職員等18名で構成される委員会を発足させ、災害対応力のある組織づくり、消防団員の活動環境の整備などについて鋭意協議を重ね、消防団活性化対策としての将来を見据えた検討報告の答申を受け、「消防団協力事業所表示制度」を導入し、事業所等における消防団員への協力体制等の整備を図る。 1 事業所等の認定 2 表示板等の作成 3 認定事業所等の表彰 <u>事業所等</u> 1 消防団員の災害出動協力体制、災害支援体制等の整備 2 消防団活動に対する消防団員の社内不利益対策等の整備							
協働の効果	事業所等の協力や災害支援を得ることにより、消防団員のより活発な災害防ぎょ活動の展開が見込まれる。また、全国的に消防団の担い手が減少するなか、入団促進や消防団活動等の活性化が見込まれる。							
課題	認定、認定取消し及び表彰等に関して一定の条件を設ける必要がある。							

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	57							
事業名	独り暮らし高齢者世帯防火訪問							
所管部課	部名	消防局	課名	予防課				
総合計画上の位置付け	3	章	環境保全と安心・快適なまちづくり					
	15	節	地域の安全・安心					
	5	計画	安全・安心なまちづくり					
関連計画等								
協働の相手	奈良市女性防災クラブ		協働の形態	事業協力				
実施の時期	平成22年11月～12月		事業開始年度	昭和46年11月				
予算額	平成22年度	94 千円	事業の方向性	継続				
事業概要	70歳以上の独り暮らし高齢者世帯を対象に防火訪問を実施している。							
全体計画	高齢化社会が進み、高齢者の独り暮らしが今後さらに増えることが予測される。 住宅火災による死者の割合は高齢者が半数を超えており高齢者にかかる防火対策を中心とした住宅火災の発生防止及び被害の減少を図ることを目的として防火訪問を実施する。							
達成目標	目標	女性防災クラブ員一人当たり訪問回数の増						
	目標値	年度	H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位: 一人当たり 訪問回数	0.5回	0.75回	1.0回	1.25回	1.5回
達成の手段	女性防災クラブ員1661名による高齢者世帯の防火訪問実施							
協働の内容 (役割分担)	<u>消防</u> 市内22箇所の女性防災クラブに防火訪問時に配布する防火啓発資料及び防火啓蒙品の提供 <u>女性防災クラブ(女性防災クラブ員1661名)</u> 防災クラブの設立地域の独り暮らし高齢者世帯の防火訪問を実施し防火意識の高揚に努める。							
協働の効果	地域に密着した女性防災クラブの活動により、高齢者家庭並びに地域の防火意識の充実強化を図ることが出来る。							
課題	各クラブ間での地域差、年齢差により活動内容に差が生じる事、さらには市内全域に女性防災クラブの活動が及んでいないため地域住民に密着した活動を市内全域に展開することが今後の課題である。							

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	58									
事業名	幼年消防クラブの育成及び活動									
所管部課	部名	消防局			課名	予防課				
総合計画上の位置付け	3	章	環境保全と安心・快適なまちづくり							
	15	節	地域の安全・安心							
	5	計画	安全・安心なまちづくり							
関連計画等										
協働の相手	幼年消防クラブ			協働の形態		事業協力				
実施の時期	通年			事業開始年度		昭和62年				
予算額	平成22年度	50 千円		事業の方向性		継続				
事業概要	各幼年消防クラブにおいて実施する防火・防災啓発活動の助成・協力を行う。									
全体計画	幼年消防クラブが独自で計画された行事への協力や市内5クラブ 162名の幼年消防クラブ全員が参加する「消防出初式」・「消防署の見学」等を開催し、幼年クラブ員が防火に対する正しい知識を身につけ防火防災の意識の高揚を図る。									
達成目標	目 標		消防施設見学会・防火勉強会の開催回数の増							
	目 標 値		年 度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
			数値	単位： 年間回数	1回	1回	2回	2回	3回	3回
達成の手段	幼年に消防研修を行い防火に対する正しい知識を身につける。									
協働の内容 (役割分担)	<u>消防</u> 各幼年消防クラブの記念行事に出席し防火映画の上映・防火勉強会の実施・消防施設の見学会を実施する。 <u>幼年消防クラブ</u> (市内5箇所の保育園年長組の6才児162名) 保護者や地域の人々と一体となり、保育活動や各種行事に積極的に参加し防火・防災意識の啓発に取り組む。									
協働の効果	地域に根ざした防火防災の意識を植え付け、幼年の情操教育の先がけとなる。									
課 題	各クラブ員の防火意識の高揚を図るためには、もうすこし時間的な余裕を持って多数の防火・防災体験や学習を実施することが今後の課題である。									

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	59		
事業名	災害支援事業		
所管部課	部名	消防局	課名 消防課

総合計画上の位置付け	3	章	環境保全と安心・快適なまちづくり
	15	節	防災・消防
	9	計画	消防力の充実・強化
関連計画等			

協 働 の 相 手	ボランティア団体・事業所・大学機関等		協 働 の 形 態		事業協力				
実 施 の 時 期	未定		事 業 開 始 年 度		未定				
予 算 額	平成22年度	0 千円	事 業 の 方 向 性		新設				
事 業 概 要	消防機関では対応困難な大規模特殊災害対応や先進的な消防技術習得を目的に、専門的知識を有した消防対応アドバイス及び支援活動を依頼し、安全確実に迅速な消防対応と消防職員のレベルアップを図る。								
全 体 計 画	過去の大規模特殊災害の経験から、また、新たな消防活動技術として習得が必要な専門的知識や技術を精査し、その技術や知識等を有する専門機関などから災害支援ボランティアを募り、活動内容や活動支援等を記入して参加申込書を提出する。市はその内容を精査し、適当と認めた場合は団体等と合意書を締結し、消防支援活動をお願いする。								
達 成 目 標	目 標	活動団体数の新設							
	目 標 値	年 度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位：団体	0	0	0	0	1	0
	達成の手段	ホームページの充実や専門企業・大学機関等への案内文書配布等により参加申し込みを募る。							
協 働 の 内 容 (役 割 分 担)	<u>行政</u> ・消防支援活動費(出動報酬・講師謝礼等)の支給 ・活動内容の調整 ・意識及び情報等の共有に係る調整 ・その他活動等に係る消耗品や備品等の購入 <u>活動団体(ボランティア団体・事業者等)</u> ・消防活動や技術等に関する助言や指導並びに補助作業等 ・防災啓発における講師招へいや消防職員への技術供与 ・防災関連技術の共同研究 ・その他事業の目的の達成のために必要な消防活動								
協 働 の 効 果	消防職員の災害対応能力や技術力の向上による被害軽減を図るとともに市民の災害に対する意識高揚の推進につながる。								
課 題	不定期に発生する災害対応の可否調整が必要であり、更には、災害補償、費用弁償及び補償等にかかる費用の調整も必要。								

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	60									
事業名	「119番の正しいかけ方」指導									
所管部課	部名	消防局				課名	指令課			
総合計画上の位置付け	3	章	環境保全と安心・快適なまちづくり							
	15	節	防災・消防							
	9	計画	消防力の充実・強化							
関連計画等										
協働の相手	市民				協働の形態		情報提供			
実施の時期	9月9日・11月9日				事業開始年度		平成22年度			
予算額	平成22年度		- 千円		事業の方向性		新設			
事業概要	救急展や消防フェア等の開催を通じ「119番の正しいかけ方」コーナーを設け、市民に正しい119番通報の仕方を身につけてもらう。									
全体計画	9月9日の救急の日の前後に行う救急展と、11月9日の前後に行う消防フェアに「119番の正しいかけ方」コーナーを設け、案内パネルの設置、チラシの配布、「119番」通報体験電話を設け市民に119番通報を疑似体験してもらうなどを通して正しい119番通報の仕方を身につけてもらい、迅速かつ的確な消防・救急活動の一翼を担ってもらう。									
達成目標	目標		参加者数の増加							
	目標値		年度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
			数値	単位:人	—	60	70	80	90	95
達成の手段	事前に広報媒体等を利用して市民に周知する。									
協働の内容 (役割分担)	<u>行政</u> (1)「119番の正しいかけ方」コーナーを設置 (2)市民への指導・啓発 (3)通報体験をしてもらう。 <u>市民</u> (1)通報訓練を試みる。 (2)良い点、悪い点を指導してもらい、実際の通報時に役立ててもらう。									
協働の効果	正確な119番通報が行え、迅速かつ的確な消防・救急活動につながる。									
課題	訓練用電話機やパネルがないため、調達する必要がある。									

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	61								
事業名	応急手当普及啓発活動事業								
所管部課	部名	消防局			課名	救急課			
総合計画上の位置付け	3	章	環境保全と安心・快適なまちづくり						
	15	節	防災・消防						
	11	計画	救急救助体制の整備・充実						
関連計画等									
協働の相手	市内在住・在勤者等			協働の形態		市民公募			
実施の時期	通年			事業開始年度		平成6年			
予算額	平成22年度	124 千円		事業の方向性		継続			
事業概要	応急手当講習会を受講してもらうことにより、応急手当の必要性を認識していただき、病院前救護体制の充実を図る。								
全体計画	(1) 各種事業所・団体等に応急手当講習会の受講を推進する。 (2) 応急手当講習会実施の要請があれば、消防局は、日程及び受講者数による講師の人員を調整し、講師を応急手当講習会へ派遣し実施する。 (3) 個人的に応急手当講習会の受講を希望される方にとっては、防災センターで実施している定期講習会を受講していただく。 (4) 講師にとっては、消防職員(防災センター職員を含む)と、地域社会に貢献している消防団員も講師として参加していただく								
達成目標	目標	市民の5人に1人が応急手当講習修了者となること							
	目標値	年度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位:人	4,039	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
達成の手段	ホームページ等などを通じ応急手当の必要性を広報し、応急手当講習会の実施を促す。								
協働の内容 (役割分担)	行政 (1) 応急手当普及活動資器材を整備する。 (2) 応急手当講習会の実施・修了証を発行する。 講習会受講者 救急を要請した際、救急隊に引継ぐまでの応急手当実施に役立てる。								
協働の効果	救急隊が到着し引き継ぐまでの早い応急手当を実施することにより、救命率の向上に繋がる。								
課題	救命率の向上を図るためにも救命の大切さを普及・啓発し、応急手当講習会の受講を継続的に促す必要がある。								

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.		62																	
事業名		地域防犯活動推進事業																	
所管部課		部名	市民生活部	課名	市民安全課														
総合計画上の位置付け	3	章	環境保全と安心・快適なまちづくり																
	16	節	地域の安全・安心																
	1	計画	安全・安心なまちづくり																
関連計画等																			
協働の相手		市民・自治会・事業者		協働の形態		事業協力													
実施の時期		青パト(随時)／4月・11月・1月		事業開始年度		青パト(平成17年10月～) 平成21年～													
予算額		平成22年度		1,495 千円		事業の方向性		継続											
事業概要		奈良市安全・安心まちづくり基本計画により、すべての市民が安全安心して快適な生活ができるまちづくりの推進のため、関係団体との協働により奈良市、警察、学校、自治会との協働に努める。																	
全体計画		平成20年に奈良市安全安心まちづくり条例を施行・基本計画を策定し推進を行っている。今年度は交通・防犯・マナーと3つの活動を定め4月は自治会の防犯活動の報告としてパネルの展示また防犯は11月に講演会を実施する1月には個人のマナーの意識の向上とし、市民だより等により啓発活動に取り組んでいき、又青色パトロールとして週1回の見廻りを実行する。																	
達成目標		目 標		①防犯教室等 ②青色防犯パトロール回数															
		目 標 値		年 度		H21 (実績)		H22		H23		H24		H25		H26			
				数 値		①単位:回		1		24		24		24		24		24	
						②単位:回		607		600		600		600		600		600	
		達成の手段		防犯講演会・防犯教室等での防犯啓発活動・青色防犯パトロールによる見回り等(青色回転灯公用車台数31台・学校21台・公民館26台)															
協働の内容 (役割分担)		奈良市安全安心まちづくり条例の基本理念により、市の責務市民の役割・自治会等の役割・事業者の役割分担が定められている。行政・地域・市と一緒に安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を実行していく。 ①市の責務 安全で安心して暮らせる快適なまちづくりに関する施策(防犯講演会・教室等及び青色パトロールによる巡回等) ②市民の役割 安全安心して暮らせるまちづくりを推進するための自主的な活動(積極的にイベントへの参加及び個人個人の防犯意識を高める) ③自治会 地域の防犯力を高めるための自主的な推進(見回り隊・青色パトロールでの巡回・防犯講演会への参加) ④事業者 地域活動に参加すると共に自らが所有し管理する施設を適正に管理しその事業活動を推進する。(事業所としての安全安心防犯パトロール等・防犯講演会への参加)																	
協働の効果		防犯パトロールの実施や、防犯対策等を推進啓発することで防犯意識が向上され市民が安全・安心して快適に生活できるまちづくりができる。																	
課題		現在、各団体各事業者が個々に防犯活動をしているが、内容の情報が把握できず全体での統一が困難である。それぞれでの活動に参加協働することが市としての課題である。																	

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	63							
事業名	「柳生」観光まちづくり事業							
所管部課	部名	観光経済部	課名	観光企画課				
総合計画上の位置付け	4	章	地域を支える産業を育成するまちづくり					
	1	節	観光交流					
	2	計画	観光開発の推進					
関連計画等								
協働の相手	柳生観光協会・地元住民		協働の形態	実行委員会・協議会				
実施の時期	通年		事業開始年度	平成20年度				
予算額	平成22年度	440 千円	事業の方向性	継続				
事業概要	地元住民等とともに「柳生」の魅力創出及び従来の「柳生」ブランドの新たな活用等を行い、柳生の観光まちづくりを行う。							
全体計画	地元住民が中心となり、「柳生の里」の活性化と柳生ブランドの魅力創出について検討を重ね、柳生観光振興計画を策定し、これに基づき柳生の観光まちづくりに取り組む。							
達成目標	目標	柳生観光振興計画策定						
	目標値	年度	H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位: %	30	100	—	—	—
	達成の手段	地元住民が「柳生の里」の魅力を改めて学び、検討会議等で活発な議論を重ねる。(平成22年度完了予定)						
協働の内容 (役割分担)	行政・地元住民 ・柳生観光検討委員会を設置 (地元住民の代表が中心となって、柳生の観光振興について検討会議を重ねていく。)							
協働の効果	地元住民主導の柳生観光振興策を作り上げることにより、柳生地域の活性化に繋がる。							
課題	柳生の観光振興に取り組むための住民の気運の醸成が必要である。							

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	64							
事業名	山辺の道・奈良道の活性化事業							
所管部課	部名	観光経済部	課名	観光企画課				
総合計画上の位置付け	4	章	地域を支える産業を育成するまちづくり					
	1	節	観光交流					
	2	計画	観光開発の推進					
関連計画等								
協働の相手	山辺の道・奈良道を考える会		協働の形態	事業協力				
実施の時期	平成21年度～平成23年度		事業開始年度	平成21年度				
予算額	平成22年度	1,500 千円	事業の方向性	継続				
事業概要	既に整備され、多くのハイカーで賑わっている「山辺の道・南道」に続く「山辺の道・奈良道」の活性化を図る。							
全体計画	「山辺の道・奈良道」の道標、案内看板の設置等観光ルートとしての整備、歴史を解説しながらのウォーキング大会や写真展を開催する。							
達成目標	目標	ルートの整備						
	目標値	年度	H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位: %	5	70	100	—	—
達成の手段	地元住民をはじめ、関係機関等と連携してルートの整備を完了する。(平成23年度完了予定)							
協働の内容 (役割分担)	<u>行政・山辺の道奈良道を考える会</u> ・道標、案内看板等整備計画 <u>山辺の道奈良道を考える会</u> ・「山辺の道・奈良道」に係る調査、研究及びルートの設定 ・ウォーキング大会等事業計画及び実施 ・「山辺の道・奈良道」の維持管理							
協働の効果	地元住民や地元学識者自らが先導して取り組んでいることから、「山辺の道・奈良道」及び地域の活性化に繋がる。							
課題	適正なルートの確保と維持を図るため、地元住民及び関係機関等と連携を図りながら、取り組む必要がある。							

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.		65									
事業名		なら燈花会開催事業									
所管部課		部名	観光経済部	課名	観光交流課						
総合計画上の位置付け	4	章	地域を支える産業を育成するまちづくり								
	1	節	観光交流								
	2	計画	観光開発の推進								
関連計画等											
協働の相手		特定非営利活動法人なら燈花会の会		協働の形態		補助・助成					
実施の時期		毎年8月初旬		事業開始年度		平成11年度					
予算額		平成22年度		12,000 千円		事業の方向性		継続			
事業概要		観光閑散期の奈良の夏に多くの観光客を呼び込むため、奈良公園内の10カ所の会場で毎夜約300人を超えるボランティアの人力によって20,000個のろうそくを灯し、歴史的建造物等のライトアップを含めた夏の祭典として、なら燈花会を開催する。									
全体計画		毎年、8月の初旬の10日間に奈良公園一帯の10会場でろうそくによる灯りの演出を行う。「NPOなら燈花会の会」がろうそくに火を点して会場に並べる作業を行うサポーターを募集し、毎日約300人のボランティアが点火と消火の作業を行う。また、燈花会の会がライブコンサートや関連グッズの販売などを行い、イベントを盛り上げる。									
達成目標		目 標		①期間中の観光客入込数 ②ボランティア人数							
		目 標 値		年 度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
				数 値	①単位:人	797,000	800,000	900,000	950,000	1,000,000	1,000,000
					②単位:人	3,200	4,000	4,500	4,500	5,000	5,000
		達成の手段		①ポスター・チラシ等、ホームページ及びキャンペーンなどを通して継続的に増加を図る。 ②チラシ・しみんだより・新聞等でボランティアを募集する							
協働の内容 (役割分担)		<u>行政と「なら燈花会の会」</u> 1. 事業計画の企画立案 <u>行政</u> 1. 総事業費の一部を補助金として交付する 2. 市立の高中小・保育園にボランティア募集のチラシの配布 3. 期間中の入込調査 <u>なら燈花会の会</u> 1. 各部会で燈花会の準備をする 2. その他事業の目的の達成のために必要な活動									
協働の効果		NPO法人なら燈花会の会による企画、毎日300人を超えるボランティアの人力によってこの事業は支えられている。経費的にはボランティアの参画なしには実現できない催しである。この事業に参加することによって、ボランティアの皆さんがまちの活性化に関わり、奈良を愛する心を育むことができる。									
課 題		夏の風物詩として定着してきたなら燈花会を今後も継続していくためには、安全対策が課題である。イベントの拡大を目指すよりも、安定的で持続可能な催しとするために、市と会とが今後も安全を第一義に考えて互いの役割を果たしていく必要がある。将来的には協賛金やグッズの売り上げなど自主財源を増やし、市の支援を頼らなくても開催できるようにしていきたい。また、この催しにより宿泊客の増加につながるような仕掛けが必要である。									

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	66	
事業名	観光情報発信力研修	
所管部課	部名 市長公室	課名 人事課

総合計画上の位置付け	4	章	地域を支える産業を育成するまちづくり
	1	節	観光交流
	4	計画	観光客受け入れ対策の充実
関連計画等			

協働の相手	市民		協働の形態		事業協力				
実施の時期	第2四半期		事業開始年度		平成20年度				
予算額	平成22年度	20 千円	事業の方向性		縮小				
事業概要	職員が、奈良の歴史や自然文化財について理解を深め、奈良を訪れるお客さまに奈良の魅力を発信できる能力を育成する。								
全体計画	職員に対して、観光情報発信力を高めるための研修をおこなう。								
達成目標	目標	職員の観光情報発信力向上 指標:研修回数							
	目標値	年度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位:回	0	1	未定	未定	未定	未定
	達成の手段	観光に関する職員研修の実施							
協働の内容 (役割分担)	<u>行政、観光情報を発信している市民</u> ・研修計画の策定 <u>行政</u> ・研修運営 <u>観光情報を発信している市民</u> ・研修講師								
協働の効果	観光情報を発信している市民の取り組みに対し、職員が刺激を受け、観光に対して興味を持つ。 このことにより、最新の観光情報、地域情報、観光客の情報が収集できる。また、観光情報を発信できる職員が育成される。								
課題	今後は、職員養成塾の一環として、観光分野だけに限らず、市民と職員と一緒に研修を行う方法を検討する。								

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	67							
事業名	月ヶ瀬梅林周遊道路整備							
所管部課	部名	建設部道路室	課名	道路建設課				
総合計画上の位置付け	4	章	地域を支える産業を育成するまちづくり					
	1	節	観光交流					
	8	計画	月ヶ瀬地域の梅林の整備					
関連計画等								
協働の相手	梅林周遊道路改修委員会		協働の形態	事業協力				
実施の時期	通年		事業開始年度	平成17年度				
予算額	平成22年度	51,500 千円	事業の方向性	継続				
事業概要	地元自治会選出の代表をメンバーとして設置された「梅林周遊道路改修委員会」と調整及び協議を図りながら、名勝『月ヶ瀬梅林』を周遊する道路を整備し、地域住民の利便性を向上させるとともに、観光客の安全と地域観光の活性化を図る。							
全体計画	梅林を巡る延長1, 280m、幅員5mの道路整備を進めていく。							
達成目標	目標	道路の整備延長						
	目標値	年度	H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
		数値	単位:m	140	170	190	190	190
達成の手段	梅林周遊道路改修委員会と協働し、用地買収を積極的に進めていく。							
協働の内容 (役割分担)	<u>行政</u> (1)詳細設計 (2)用地取得 (3)工事実施 <u>梅林周遊道路改修委員会</u> (1)詳細設計に伴う地元調整 (2)用地買収に伴う協力依頼 (3)工事に伴う地元調整							
協働の効果	梅林周遊道路改修委員会と協働することで、地元合意が得られやすく事業の進捗が早まる。							
課題	梅林周遊道路改修委員会の委員の変更が毎年あることから、工事の進捗に支障をきたす。							

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画

事業No.	68									
事業名	奈良工芸フェスティバル									
所管部課	部名	観光経済部			課名	商工労政課				
総合計画上の位置付け	4	章	地域を支える産業を育成するまちづくり							
	3	節	商工・サービス							
	6	計画	奈良工芸などの活性化							
関連計画等										
協働の相手	実行委員会(工芸作家・工芸店ほか)			協働の形態		事業協力				
実施の時期	10月下旬から11月初旬			事業開始年度		平成元年度				
予算額	平成22年度	410 千円		事業の方向性		継続				
事業概要	毎年、秋期の正倉院展期間中に合わせて、なら工芸館では「奈良工芸フェスティバル」を開催し、一刀彫・赤膚焼等の工芸作品の特別展示、制作実演・体験などを通じて、奈良工芸に対する理解と認識を深め、また工芸品を期間中、特別販売することで工芸の振興発展に努める。									
全体計画	奈良工芸フェスティバル実行委員会を組織し、毎年5月から10月開催までの間、月1回委員会を開催し、工芸フェスティバルの企画立案し運営等を行う。委員会内に事業内容に応じて、工芸に親しむ部会(制作実演・体験)、展示部会(特別展示)、販売部会を設けて、工芸作家などが主体となって大会を開催する。									
達成目標	目 標		①協力者の増 ②期間中の来館者の増							
	目 標 値		年 度		H21 (実績)	H22	H23	H24	H25	H26
			数 値	①単位:人	53	55	60	70	80	90
				②単位:人	9,100	9,300	9,500	9,800	10,000	12,000
達成の手段		①関係者に呼びかけ等をし、協力者の増加を図る。 ②広報活動を効率的に活用し 増加を図る								
協働の内容 (役割分担)	<u>行政</u> 工芸フェスティバルの企画立案等については、主導的にならず、実行委員会に主体性を持たせてあくまで、側面でアシストするかたちで協力者として活動する。開催広報については、市広報紙に掲載してPRを積極的に行う。 <u>実行委員会(協力者)</u> (1)展示・販売・イベント会場の設営 (2)展示作品・販売商品の搬入搬出や陳列 (3)工芸品の制作実演・体験講師 (4)展示作品の監視や商品の販売 (5)お茶席を設け、来館者への接待									
協働の効果	工芸関係者だけではなく、いろんな人に工芸フェスティバルに携わってもらうことにより、奈良の工芸に対する理解が深まり、奈良工芸の振興発展につなげることができる。 民間の新しい発想をフェスティバルに取り入れることが出来る。									
課 題	企画立案・運営面において、民間と行政との考え方の相違が多少でてくる。そのためには、よく相互のコミュニケーションを図る必要がある。									

参 考 資 料

- 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画策定までの経過
- 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会委員名簿
- 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画策定までの経過

時 期	取組内容
平成16年 4月	奈良市ボランティア・NPOとの協働のあり方に関する検討委員会 設置
平成18年 2月	奈良市ボランティア・NPOとの協働のあり方に関する指針 策定
平成18年 8月	奈良市都市経営戦略会議 協働型社会形成部会 設置
平成19年11月	市民参画・協働によるまちづくり条例（仮称）検討委員会 設置
平成19年12月	奈良市市民公益活動推進方針 （奈良市都市経営戦略会議 協働型社会形成部会からの報告提言）
平成21年 4月	奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（仮称）の制定に関する提言 受理
平成21年 6月	奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例案を議会へ提出、原案可決 平成21年度第1回奈良市ボランティア・NPO等との協働のための庁内連絡会議 ※以降、この会議と幹事会・ワーキンググループにおいて、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会の助言を受けながら、推進計画策定について検討
平成21年 7月	奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例 施行
平成21年 8月	平成21年度奈良市ボランティア・NPO等との協働のための庁内連絡会議 第1回幹事会
平成21年 9月	平成21年度奈良市ボランティア・NPO等との協働のための庁内連絡会議 第1回ワーキンググループ
平成21年11月	平成21年度第1回奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会 ○奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画の策定について諮問 平成21年度奈良市ボランティア・NPO等との協働のための庁内連絡会議 第2回ワーキンググループ
平成22年 1月	奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 実施計画の担当課ヒアリング （審議会副会長による）
平成22年 2月	
平成22年 4月	奈良市ボランティア・NPO等との協働のための庁内連絡会議設置要領 改正 （⇒「奈良市協働のための庁内推進会議」に名称変更） 平成22年度第1回奈良市協働のための庁内推進会議
平成22年 5月	平成22年度奈良市協働のための庁内推進会議 第1回ワーキンググループ
平成22年 6月	平成22年度奈良市協働のための庁内推進会議 第2回ワーキンググループ
平成22年 7月	平成22年度第2回奈良市協働のための庁内推進会議 平成22年度第1回奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会
平成22年 8月	平成22年度奈良市協働のための庁内推進会議 第1回幹事会 平成22年度第2回奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会
平成22年10月	奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 パブリックコメント
平成22年11月	平成22年度第3回奈良市協働のための庁内推進会議 平成22年度第3回奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会
平成22年12月	奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画について、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会から市長へ答申 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 策定

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会 委員名簿

(50音順・敬称略)

	氏 名	役 職
委 員	川 村 創	奈良のむらづくり協議会事務長
会 長	澤 井 勝	奈良県地方自治研究センター 理事長
委 員	辻中 佳奈子	弁護士
委 員	土山 希美枝	龍谷大学 法学部 政治学科 准教授
副 会 長	中 川 幾 郎	帝塚山大学大学院 法政策研究科 大学法政策学部教授
委 員	藤 井 辰 男	(社)奈良YMCA 総主事
委 員	室 雅 博	(社)奈良まちづくりセンター理事長
委 員	吉 岡 正 志	奈良市自治連合会 相談役 (前 奈良市自治連合会会長)
委 員	渡 邊 新 一	会社役員

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例

平成21年6月25日
条例第34号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 まちづくりの基本理念等（第3条・第4条）
- 第3章 市民等の役割及び市の責務（第5条―第9条）
- 第4章 市民公益活動の推進（第10条―第12条）
- 第5章 市政への参画及び市との協働（第13条―第17条）
- 第6章 市民参画及び協働によるまちづくり推進計画（第18条）
- 第7章 市民参画及び協働によるまちづくり基金の設置（第19条）
- 第8章 市民参画及び協働によるまちづくり審議会の設置（第20条）
- 第9章 条例の検討（第21条）

附則

わたしたちのまち奈良は、平城京の昔から綿々と受け継がれてきた歴史と風土を大切にし、豊かな文化と美しい自然や環境を守りながら、今日の暮らしの礎を築き、発展してきました。

しかし、近年、地域をめぐる環境が大きく変わり、市民のニーズが多様化し、様々な新しい課題が生まれてきています。これらの課題を解決するためには、行政だけではなく市民一人ひとりが持っている力を発揮することが必要です。

これからの奈良のまちづくりは、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が力を出し合い、それぞれが市政に参画し、協働しながら行うことが大切です。

これまでにわたしたちが守ってきた世界に誇る奈良の文化を未来に引き継ぎ、生かしていくために、そして、奈良のまちを世界に開かれた、多様性に富み、持続的発展が可能な住みよいまちにするために、この条例を制定します。

さあ、みんなで一緒にまちづくりを進めましょう。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市におけるまちづくりについての基本理念並びにその実現を図るための市民参画及び協働に関する基本的事項を定め、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校が行う公益活動を推進するとともに、市民の市政への主体的な参画並びにそれぞれの主体による互いの立場及び役割の明確な確認と尊重に基づいた協働により、個性豊かで魅力ある、多様性に富み、持続的発展が可能な住みよいまちを実現し、これを将来に引き継ぐことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参画 市の施策の企画立案の過程から実施及び評価に至る各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成にかかわることをいう。

- (2) 協働 市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が対等な立場で、互いの特性を尊重し認め合い、企画立案の過程から実施及び評価に至るまで、協議しながら共通の目的である公共的な課題の解決のため共に取り組むことをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校及び各種学校をいう。
- (6) 市民公益活動 市民が、市民生活の向上を目指し、社会的な課題の解決に向けて、自発的な意思に基づいて継続的に行う不特定多数の者の利益の増進を図ることを目的とする活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 営利を目的とする活動
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (7) 市民公益活動団体 地域自治組織（自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて組織された団体をいう。）、NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、ボランティア団体その他の団体で、市民公益活動を継続的に行うものをいう。

第2章 まちづくりの基本理念等

（まちづくりの基本理念）

第3条 本市におけるまちづくりは、次の基本理念に基づき推進するものとする。

- (1) 人権が尊重され、心豊かに暮らせる安全安心で快適なまちづくりを行うこと。
- (2) 次世代を担う子どもたちが健やかに成長し、たくましく生きる力を育成する教育のまちづくりを行うこと。
- (3) すべての人が生きがいを持ち、健康で健やかに暮らせる福祉のまちづくりを行うこと。
- (4) 豊かな自然環境を生かした、緑あふれる美しいまちづくりを行うこと。
- (5) 奈良の文化を未来に引き継ぎ、個性豊かなまちづくりを行うこと。

（まちづくりの基本原則）

第4条 前条の基本理念に基づくまちづくりを推進するに当たっては、次に掲げる基本原則にのっとり、市民参画及び協働によらなければならない。

- (1) 市は、市政に対する市民参画の権利を保障するとともに、まちづくりの公共性及び公平性を確保すること。
- (2) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市は、互いに対等な関係を保ち、

相互の自主性を尊重しつつ、協働によるまちづくりの推進に努めること。

- (3) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市は、それぞれの特性及び果たすべき役割を自覚して、互いに役割を分担し、かつ、連携し、協働してまちづくりを行うよう努めること。

第3章 市民等の役割及び市の責務

(市民の役割)

第5条 市民は、まちづくりの主体として自らの果たすべき役割を自覚し、市民公益活動団体、事業者、学校及び市との協働を進め、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

(市民公益活動団体の役割)

第6条 市民公益活動団体は、自己の責任の下に自らの活動を推進するとともに、市民、事業者、学校及び市との協働を図り、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、協働に関する理解を深めるとともに、市民、市民公益活動団体、学校及び市と連携し、協働し、自発的に市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

(学校の役割)

第8条 学校は、教育若しくは研究の成果等を社会に還元し、又は施設を地域に開放し、まちづくりに参画する等地域と深く交流し、連携し、協働するとともに、市民公益活動の活性化に努めなければならない。

(市の責務)

第9条 市は、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号。以下「情報公開条例」という。）の規定に基づき市が保有する情報の提供及び公開を推進し、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校とその情報を共有するよう努めるとともに、市民公益活動の促進及び活性化のために必要な施策を市民とともに策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、市民公益活動団体及び事業者が行う市民公益活動を促し、必要な支援を行うとともに、それぞれの主体との協働に努めなければならない。

3 市は、市職員に対する市民参画及び協働によるまちづくりに関する啓発や研修等を行い、職員一人一人の意識の向上を図らなければならない。

4 市は、関係機関とも連携し、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めなければならない。

第4章 市民公益活動の推進

(情報の収集及び共有)

第10条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校が自ら地域における課題について考え、解決に向けて取り組むうえで必要となる市民公益活動に関する情報の収集に努めなければならない。

2 市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市は、互いに市民参画及び協働によるまちづくりに関して必要な情報の共有に努めるものとする。

(学習機会の提供等)

第11条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校が市民公益活動に関する理解を深めることができるよう、学習機会の提供その他必要な措置を講じるものとする。

(拠点施設の機能の充実)

第12条 市は、市民公益活動を活性化させるため、その活動の拠点となる施設の機能の充実を図るものとする。

第5章 市政への参画及び市との協働

(市政への参画の機会等)

第13条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校が、市の意思形成過程、政策決定過程、政策実行過程、政策評価過程のすべてにおいて参画できる機会を充実させ、市との協働を促進するために、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 市の意思形成段階から行政情報を提供し、市民、市民公益活動団体及び事業者からの意見を受け止めるとともに、市民、市民公益活動団体及び事業者が市政に多様な形で参画できるための仕組みを整備すること。

(2) 市民、市民公益活動団体及び事業者からの、市との協働についての提案及び相談のための窓口としての機能を整備すること。

(市民参加の方法及び実施)

第14条 市は、市政に関する重要な施策の意思決定、実施及び評価を行うときは、公聴会、意見交換会その他市民、市民公益活動団体、事業者及び学校の意見を反映するため、最も適切かつ効果的であると認められるものを行うよう努めなければならない。

2 市は、市政に関する基本的な計画の策定又は改廃及び重要な制度の創設又は改廃その他の行為で別に定めるものを行うときは、パブリックコメント手続（市の基本的な政策等を策定する過程において、その内容その他必要な事項を広く公表し、これらについて市民、市民公益活動団体、事業者及び学校から直接に意見及び提言を求め、それに対する本市の考え方を明らかにするとともに、意思決定に反映させる機会を確保するための一連の手続をいう。以下同じ。）を行うものとする。ただし、迅速若しくは緊急を要するもの、実施機関の裁量の余地が少ないと認められるもの又は軽微なもの等を行うときは、この限りでない。

3 市は、パブリックコメント手続により提出された市民、市民公益活動団体、事業者及び学校の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表するものとする。

4 パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(会議の公開)

第15条 市は、情報公開条例第29条の規定に基づくもののほか、会議等の公開の推進に努めるものとする。

(審議会等の委員の選任)

第16条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及びこれに類する機関（以下「審

議会等」という。)の委員の構成に市民を積極的に加えるよう努めなければならない。

- 2 前項の規定により市民を審議会等の委員にしようとするときは、当該委員については公募により選任するよう努めるものとする。

(市が行う業務における協働機会の拡大)

第17条 市は、市民公益活動団体が有する特性を生かすことにより、市民公益活動の活性化及び活用を図ることができると認められる事業について、当該団体に対して参入及び協働の機会を拡大するよう努めるものとする。

第6章 市民参画及び協働によるまちづくり推進計画

(市民参画及び協働によるまちづくり推進計画)

第18条 市長は、市民参画及び協働によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画(以下「推進計画」という。)を定めなければならない。

- 2 市長は、推進計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 3 市長は、毎年度、推進計画に基づき講じる施策の実施計画及び実施状況を公表しなければならない。
- 4 市長は、市民参画及び協働の推進状況を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、推進計画を見直さなければならない。見直しに当たっては、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会の意見を聴くものとする。

第7章 市民参画及び協働によるまちづくり基金の設置

(市民参画及び協働によるまちづくり基金の設置)

第19条 本市における市民公益活動の推進に資するため、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり基金を設置する。

第8章 市民参画及び協働によるまちづくり審議会の設置

(市民参画及び協働によるまちづくり審議会の設置)

第20条 第18条第4項及び次条に定めるもののほか、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に関する重要事項について、必要に応じて市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 4 委員は、市民参画及び協働に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 9 章 条例の検討

(条例の検討)

第 2 1 条 市は、この条例の施行後 5 年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討し、必要があると認めるときは、審議会の意見に基づいて条例の改正その他必要な措置を講じるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 1 年 7 月 1 日から施行する。

(奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 2 7 年奈良市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

市民参画及び協働によるまちづくり審議会の委員	日 額 1 0 , 0 0 0 円
------------------------	-------------------